

協働環境委員会会議録

令和2年12月16日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:41

【 案 件 】

1. 議案第104号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第106号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第112号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
5. 議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
8. 議案第127号 財産の譲渡(北勢田集会所建物)
9. 議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
10. 議案第128号 指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)
11. 議案第129号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)

【 報告事項 】

1. 新体育館建設工事の一時中止について 【健幸・スポーツ課】
2. ごみ処理施設の集約化に関する方針について 【環境対策課】

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第104号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第104号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。補正予算書の149ページをお願いいたします。

第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2455万8千円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ134億1124万4千円としようとするものでございます。

今回の補正につきましては、本年度上期の実績などをもとに、決算見込額を精査しまして、減額となっています。被保険者数が減少傾向であることもございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で保険給付費が減少する見込みであることが予算総額の減少の主な要因として挙げられます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。157ページから歳出予算になっていますけれども、159ページのほうからお願いします。2款1項1目、一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者数の減少の影響もございまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響から今年度前半の実績が落ち込んでいることが影響いたしまして、減額の見込となっております。3目2項1目の一般被保険者高額療養費も同様に減額補正をしております。

また、同じページの2款2項1目、一般被保険者高額療養費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により減額の見込としております。

160ページをお願いいたします。3款1項、医療給付費分、2項、後期高齢者支援金等分及び3項、介護納付金分につきましては、福岡県への納付額が確定いたしましたので、その額

にあわせて、それぞれ補正をしております。

162ページをお願いします。6款1項2目、償還金につきましては、令和元年度の県負担金等の超過交付分を返還するもので、5049万6千円を計上しています。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。153ページをお願いします。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計しまして、4095万6千円減の20億2721万5千円を計上しております。この減額は、被保険者数が減少したこともございますけれども、主たる要因は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の特例減免によるものです。なお、この減免による減額分は、その全額が特別調整交付金と災害臨時特例補助金で賄われることになっております。

154ページをお願いします。3款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金につきましては、主に療養給付費等の減額補正と県繰入金の支給決定額の減額により2億243万7千円を減額しております。

次に155ページをお願いします。5款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の額が減額する見込みである影響などによりまして、総額で1億361万6千円を減額しております。

その下にございます、5款、繰入金、2項、基金繰入金につきましては、財源不足を補うため、3912万円を増額し、1億1254万7千円とするものです。6款、繰越金につきましては、令和元年度の繰越金1億3949万5千円を計上しております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。説明の中で新型コロナによる減というのが幾つかありましたけれども、それは全体として受診抑制が背景にあるということでしょうか。

○医療保険課長

療養給付費に関する減額につきましては、特に4月と5月に、特に減額が大きく出ております。それは緊急事態宣言等ございましたので、その影響による受診抑制があったものと考えております。

○川上委員

それによって、その4月、5月ということもありますけれども、受診抑制したわけですから、症状の重大化とか深刻化とかも想定されるんですけど、現実に市民の皆さんの健康状態について、何か把握するところがありますか。

○医療保険課長

健康状態——、そういった感覚とか情報とかいうものは特に持ち合わせておりません。

○川上委員

それでは、予算書の155ページにあります前年度繰越金1億3900万円余について説明を求めます。

○医療保険課長

前年度繰越金1億3949万5千円でございますけれども、昨年度の決算の段階で、補正予算時に見込んでおりました赤字額を実際の決算では下回るようなことになりました。その要因としましては、想定よりも税の徴収率が高かったこととありますとか、普通交付金の超過交付——、すみません。収納率が高く、税収が見込みより約5千万円ほど多かったことなどによりまして、想定しておりました赤字よりも、その分減少いたしました。余剰金につきましては、積み立てを昨年度するようにはしておりましたけれども、その予算の範囲を超えて残額が出ましたので、その額を繰り越しているというような内容になります。

○川上委員

これはそもそも国民健康保険税、この間、平均で2万円下げたり、それを据え置いたりしたことがあるけれども、なお国民健康保険税が高いということの反映でもあるのではないかと思うけど、どうですか。

○医療保険課長

ちょっと詳細な額は手元にはないんですけども、平成31年度、令和元年度につきましては、繰越金が4億円ほどございました。その上で元年度の単年度の決算見込みが12月補正時点では1億7千万円ほどの赤字にはなっておりました。それで、今申しました徴収率の関係で赤字が圧縮された関係で繰り越しがちょっと出ているというような状況でございますので、正直、今の国保税の税率では、少し赤字が出るような状況にはなっております。

○川上委員

予算書157ページに期末手当の減額が計上されています。134万8千円ということですが、これはどういうことですか。

○医療保険課長

この人件費の異動につきましては、人事課のほうで計上していただいておりますけれども、当初予算を計上したときに比べて、実際ことしの4月に配属された職員の平均給料が低かったということによる、要は人事異動による減額ということになっております。

○川上委員

4月配置の人員が減少したということなんですか。何人ぐらい減少したんですか。

○医療保険課長

人数につきましては、算書の163ページにございます給与費明細によりますと、1人減ったような形になっております。これは令和元年中に1人退職者が出た関係もございますので、実際に1人減っております。

○川上委員

4月配置から12月1日段階で人員が1人減ったということで間違いはないですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。中途退職が出ましたものですから。はい。

○川上委員

何月に退職されたんですか。補充はないんですか。補充というか減った分の増員は。

○医療保険課長

この中途退職といいますのが専門職でございまして、ちょっと事務職で補充するということが今のところできていない状態でございます。

○川上委員

専門職はどういう職種ですか。

○医療保険課長

管理栄養士でございます。

○川上委員

管理栄養士が退職して不補充のままということですか。

○医療保険課長

今のところ不補充でございます。

○川上委員

管理栄養士が退職されたのはいつですか。

○医療保険課長

9月でございます。

○川上委員

その方が退職することは、もう何十年も前からわかっているじゃないですか。定年退職なんでしょう。違うんですか。

○医療保険課長

自己都合退職でございましたので、ちょっと事前に予見することはできませんでした。

○川上委員

わかりました。いずれにしても、その専門職が補充できないという事態はどう考えているんですか。いつ補充ができるんですか。

○医療保険課長

今年度の新規採用試験のほうで募集をかけていただいております、来年度の当初から補充をしていただける予定にはしております。

○川上委員

その間、大丈夫なんですか。半年間、管理栄養士がおられなくて。

○医療保険課長

職員のほうは欠員がっておりますけれども、会計年度任用職員で管理栄養士に1人来ていただいております。

○川上委員

正規を非正規で対応しているということなんですね。予算書の159ページ、出産育児一時金の減額があります。理由をお尋ねします。うん。

○医療保険課長

出産育児一時金につきましては、現年度及び過去4年間の前期の平均件数に過去4年間の後期平均伸び率を乗じて今年度後半の見込みを算出して、最終的な申請、支給件数を想定しておりますけれども、今年度につきましては、前半の実績が例年50から60、多い年は80ぐらいございますけれども、今年度については今のところ44というようなことになっておりまして、結果的に見込みが少なくなっております。思っております。当初140件を見込んでおりましたけれども、決算見込みは134件ということでこの金額になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい、今の子育て一時金なんですけど、すみません、50件から60件であったりとか80件見込み、トータルで140件を見込んでいたというのですが、これは年間の件数というふうな形でいいのかどうか。全体としては、傾向としては何割ぐらい減というふうな形ですかね。例年だったら大体1千人程度が生まれていますよね、およそ。そのうちの一部がこうっていうふうな形だと思うんですけど、傾向としては例年と比べて何割というか何%程度の出生となっているのか、聞かせていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:17

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申しわけありませんでした。過去4年間の状況を見ますと、平成28年度が161件、29年度が約140件、30年度は少なく107件、31年度、令和元年度は128件でございましたので、大体平均すると同じぐらい、そう増減がない状況で推移してるように思われます。

○江口委員

ごめんなさい。もう一遍、平成28年度から数字をしっかりと教えていただきたいのと、その平均が何件で、ことしの見込みが何件だったか。そして今度、減額するんですよね。このぐらい減るのでこうなる見込みというのを、ちょっと整理して教えていただくと助かります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

数字のほう、もう一度整理いたします。平成28年度の決算で161件です。29年度が140件、30年度が107件、31年度、令和元年度が128件、この4カ年の平均は134件になりますけれども、今年度の補正による決算見込みは134件。当初の時点では140件で見込んでおりましたので、決算見込みにつきましては、5628万円になりまして、減額のほうが252万円というような補正予算になっております。

○江口委員

確認します。平成28年の数字が161件、そして、翌年が140件、107件、128件となると。平均するとこれは134件だと。今年度当初は140件を見込んでいたんですよね。それが今回の補正では134件に変更するということですよね。この6件減った分の減額がこの金額だという理解でよろしいですか。

○医療保険課長

その通りでございます。

○江口委員

この削減の率の分、削減というか、どちらかという、少し余裕を持っていたんだけど、平均の数字でまずは計上しようというふうな形ですね。傾向を見ると、今まで生まれてきた子どもの数と、今年度生まれてきた子どもの数と例年と比較するとどのような傾向にあるんでしょうか。確かに残念ながら、ことしはかなり落ちるという話があります。国保だけでも結構ですし、国保に限らずでも結構なんですけれども、出生の状況についてはどのような状況か教えていただけますか。

○医療保険課長

ちょっと先ほど、ちらっと申し上げました前半の実績、4月から9月までの支給状況につきましては、44件というふうになっておりまして、例年の前半の情報がありますので、ちょっと申し上げますと、平成28年度であれば85件でありましたし、29年度は56件ございました。30年度は47件、令和元年度は57件、前半だけの比較ですけれども、国保の前半だけの比較ですけれども、これだけ見ると、今年度はちょっと少ないですし、少なくなる傾向にあるように思われます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第104号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に反対の立場から討論します。今回、補正予算には、前年度繰越金1億3949万4千円があるなど、住民の要求を受けて平均2万円引き下げ水準を維持しているとはいえ、保険証の取り上げ、受診抑制につながる高過ぎる国民健康保険税が反映しており、認めることができません。終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第104号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第106号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の193ページをお願いいたします。

第1条において、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ365万9千円を増額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ19億4841万6千円としようとするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出予算についてご説明いたします。

198ページから歳出予算になりますけれども、199ページをお願いいたします。下のほうの表になりますけれども、2款、広域連合納付金につきましては、歳入予算の保険料は3100万3千円減額しておりますけれども、4月及び5月に収納した保険料など、4655万7千円を繰り越して納付するため、差し引きで839万3千円増の19億706万9千円を計上しています。

196ページをお願いいたします。次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。1款、後期高齢者医療保険料につきましては、主に広域連合による保険料率の改正により、当初積算時に比べ、実際の保険料率が引き下げられた影響により、総額で3100万3千円減の13億2917万9千円を計上しております。4款の繰越金につきましては、先ほど申しましたが、令和元年度の出納閉鎖期間、令和2年4月及び5月収納分の保険料、4655万8千円を計上しています。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

後期高齢者医療保険料の引き下げと言われましたか。どの程度ですか。

○医療保険課長

当初予算計上時に広域連合から示されておりました保険料率につきましては、均等割が5万6622円、所得割が10.83%で示されておりました。令和2年度が税率の見直しの年でございましたので、その後、2月の広域連合議会のほうで実際に議決されました保険料につきましては、均等割が5万5687円、所得割が10.77%というふうになっておりました。

○川上委員

改定の理由はどういうことでしょうか。

○医療保険課長

後期広域連合のほうで検討され、向こう2年間の収支見込み、財政見直しを出されて検討されているようでございますけれども、私のほうでいただいている資料によりますと、費用と収入の差額が大体1454億円でございまして、収納率の見込みを99.46%で出されているようでございます。よって、賦課総額が1462億円ということでございまして、これを均等割と所得割で割り振った結果がこのようになっているというような説明を受けております。

○川上委員

机の上の話をしたということだと思っんですよね。それで、今回の現在の新型コロナによる受診抑制の影響について、国保でそういうことがありましたということなんですけれど、後期高齢者のほうは状況がわかりますか。

○医療保険課長

後期高齢者医療の給付につきましては、市のほうで直接行っておりませんが、データのほうを見る限り、同様に4月、5月の落ち込みはあるようでございます。

○川上委員

さっき国保でも聞いたんですけれど、その75歳以上の方々が受診抑制をすることによって、その当該月、4月、5月ということもあろうと思っんですけれど、その後、健康状態について、何か特徴的なところを把握しているところはないですか。

○医療保険課長

特にございません。

○川上委員

年々小さくなっていく年金で暮らしているような状況の中で、保険料が小さなコップの中の計算で多少下がったという話なんだけれど、全体としてはやっぱり高齢者の暮らしを脅かすような保険料だと思っんだけれど、198ページ、期末手当の削減があります。減額があります。説明を求めます。

○医療保険課長

後期高齢者医療特別会計の件費につきましては、職員の人数に変動はございません。当初見込んでいた人員に比べ、これは年齢が明らかに若返っているようですので、その影響による減額ということでございます。

○川上委員

聞こえませんでした。

○医療保険課長

後期高齢者医療特別会計の件費につきましては、人数に変更はございませんので、人が入れかわった、人事異動による影響による減額ということになっております。

○川上委員

そんなに変わる異動だったんですね。予算書の199ページ、広域連合の納付金のうち、保険基盤安定負担金分の減額があります。283万8千円ということなんですけれど、どういう事情か、お尋ねします。

○医療保険課長

この基盤安定事業の負担金といいますのが、保険料については、所得による軽減措置がございますので、その軽減分を補うという内容になります。軽減額の当初予算の数字と決算見込みで比較いたしますと、合計でこの金額が減っております。特に7割軽減の減少が1171万3600円ほど減少しているのが、特に大きな理由だと思われます。これにつきましては、後期高齢者医療の軽減措置の特例措置の廃止による影響があるものと思われます。

○川上委員

こちらの負担を軽減するのに、こちらの負担をふやすというか、減らし具合を少なくするというようなこともあるんでしょうけれど、コップの中の扱い方でやってきたと思っんだけれど、それでこの減額がこれだけ配分されてきたわけでしょう、減額が。この額の意味がちよっとよくわからない。

○医療保険課長

この分につきましては、後期高齢者医療保険料が所得によって7割軽減でありましたり、5割軽減でありましたり、2割軽減があります。軽減をいたしますと、当然保険料の収入が減

りますので、その分を公費で負担するというのが、もともとの内容でございます。よって、保険者の軽減の分が減れば、この額が減りますし、軽減分がふえれば、この額はふえていくというようなこととなります。

○川上委員

ちょっと広域連合全体のことなんでしょう。自治体ごとに軽減がこうだから負担がこうですよという形なんですか。質問の意味がわかりますかね。

○医療保険課長

この保険料の調定等々につきましては、福岡県後期高齢者広域連合のほうで調定しておりますので、その結果を受けて、この分が出ているというような状況でございます。飯塚市の被保険者についての数字でございますけれど、私どものほうで決定しているというものではございません。

○川上委員

本当にわからないから聞いているんですよ。広域連合全体の分を何かの基準で飯塚市のこれだけということ配分しているのか、であればその基準を知りたいし、また飯塚市の75歳以上の方々の軽減分を、飯塚市が持てよということなのか、それをお尋ねしているんです。

○医療保険課長

この保険料の配分につきましては、今、飯塚市に住民登録があります被保険者の人数でありますとか、所得でありますとか、先ほど申しました税率とか均等割とかございますので、それに基づいて賦課をして、広域連合のほうで賦課されています。軽減分の補填につきましては、負担率がございまして、県のほうが4分の3、市のほうが4分の1というような負担率になっておまして、これは一般会計のほうから繰り入れをしている状況です。

○川上委員

短期保険証は、どのくらい発行されていますか。

○医療保険課長

ちょっと数字が古くて恐縮ですけど、年度末、元年度末時点で32件、6カ月証を交付しております。

○川上委員

その数字は聞いたことがありますけれど、その数字はどうやって把握しているんですか。直近のものはわからないんですか。

○医療保険課長

申しわけございません。ちょっと今、直近の数字は持ち合わせておりません。

○川上委員

じゃあもう32件という、その時点で32件ということで認識しますが、その発行の数はあなた方はどういうふうに把握しているんですか。

○医療保険課長

保険証の交付につきましては、一旦、広域連合のほうから市のほうに送付がありまして、市のほうから送付するような形をとっておりますので、件数については、その時点で調査をすれば、わかるのはわかります。

○川上委員

高齢者が1年間通用する保険証ではなくて、半年しか通用しない保険証をもらうわけでしょう。それが32件とかいうけど、32人なんですよ。それが人によるんですかね、何月に、32件がまとめて発行するわけですかこれ。月ごとにずれて発行していくんですかね。

○医療保険課長

6カ月証はまとめて出しているところでございます。時期は8月と1月ということになっております。

○川上委員

8月と1月。では、1月1日付と8月1日付でいいんですか。

○医療保険課長

失礼しました。8月と2月でございました。申しわけございません。1日付です。

○川上委員

広域連合から短期保険証があなた方のところに来るわけでしょう、先ほどの答弁だと。飯塚市として短期保険証ではなくて、1年間通用するやつをくださいよという筋道はないんですか。

○医療保険課長

短期保険証の交付につきましては、広域連合のほうで決定しておりますので、私どもですることはありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第106号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に反対の立場から討論を行います。第1はもともと75歳以上の高齢者を、あるいは75歳になると国民健康保険から引き離して、高齢者を困り込んでいくという差別的な医療制度だと思います。しかも広域連合ということで、高齢者に非常に負担の重い保険料を押しつけて、押しつけていうか、保険料を持って行って、断りもなく、なおかつ自分たちの勝手な基準に照らして、高齢者に、1年間通用する保険証ではなくて、まるで烙印を押すかのように短期保険証を送りつけてくるという仕組み、そして、本市がそれに対してまともにものを言えない、言わないという現状があって、非常に差別的で冷たい制度になっている。それが今度の補正にも反映していると思うので賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第106号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第112号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。補正予算書の257ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1718万4千円とするものがございます。今回の補正につきましては、歳入における汚水処理施設使用料等の金額の変動、令和元年度決算による前年度繰越金の額の確定、また今年度前期実績により支出見込額を算出し、それに基づき補正を行うものです。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入からご説明いたします。260ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目1節、汚水処理施設使用料の収入を見込みまして、2万2千円の増額。次に、2款1項、財産運用収入につきましては、実績に基づきまして、1目1節、利子及び配当金を

3万円増額、2目1節、基金運用収入を4万円減額、次に、3款1項1目、繰越金につきましては、前年度決算の結果、前年度繰越金を136万4千円増額補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明します。261ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、18節、負担金補助及び交付金において、企業局への事務委任負担金を5万5千円増額、26節、公課費において、消費税を3万5千円の減額、次に、2目の施設管理費につきましては、10節、需用費において光熱水費を19万1千円減額、11節、役務費において、通信運搬費を1万8千円減額、24節、積立金において、汚水処理施設整備基金積立金、預金利子積立金及び運用収入積立金、合わせて156万5千円の増額補正を行うものです。以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

事業エリアをお尋ねします。

○環境整備課長

筑穂地区のうぐいす台でございます。

○川上委員

汚水処理施設使用料について、歳入ですけれども、予算書の260ページ、これで補正額は2万2千円出ています。内訳はどういう状況でしょうか。

○環境整備課長

5年間の伸び率、これを前期の実績に応じまして、それと乗じまして算出させていただいたものでございます。

○川上委員

加入戸数の増減がありますか。

○環境整備課長

加入世帯数につきましては、平成27年度末で330世帯。それから平成29年度までは変更ありません。平成30年度に331世帯になりまして、現在も331世帯そのままでございます。

○川上委員

予算書261ページ、先ほど説明があった事務委任負担金、5万5千円の増額補正ですけれども、説明を求めます。

○環境整備課長

事務委任の負担金につきましては、人件費が主な役割となっております。今回、企業局のほうの管理職が決定したというふうな形、あわせてその部分の人件費を算出しまして、12月補正の予算要求時点での見込みを出させていただいたものでございます。

○川上委員

この事業事務を企業局に委任しているんですね。委任した額、負担金は、企業局の職員の異動に伴って、ふえたり減ったりするという仕組みなんですか。

○環境整備課長

ご質問のとおりでございます。

○川上委員

それについては、企業局が企業局の都合でこれだけ異動をしましたということになると、自動的に市長部局のほうは受け入れるということなんですか、折衝とかはあるんですか。

○環境整備課長

負担金の計算方法につきましては、管理職2名の5%、再任用職員の50%というふうな形の取り決めでさせていただいております。

○川上委員

それはどうしてそういう数字になっているんですかね。

○環境整備課長

私がちょっと答えるのが適切かどうかわかりませんが、企業局との調整の結果、現在その方向で調整をさせていただいているところでございます。

○川上委員

では、この調整の結果というのはわかりましたけど、職員で5%、会計年度任用職員の場合は50%、この違いはどういうところから出てくるんですかね。

○環境整備課長

管理職につきましては、直接の事務というよりも管理職の事務費を、あわせて再任用の費用につきましては、事務のいわゆる他の業務委託や施設管理に関する技術的な実施、事務というふうな形で50%というふうな形の部分を調整させていただいているところでございます。

○川上委員

これはいつから委任するようになったんですか。

○環境整備課長

合併当初、新しい飯塚市になりまして、飯塚市はこの対応をさせていただいているところでございます。

○川上委員

企業局はまだなかったでしょう。

○環境整備課長

当時は上下水道局のほうに、この委任をお願いしているところでございました。

○川上委員

そのときに5%は3%でもよかったし、会計年度任用職員というのもまだなかったと思うけれど、50%は30%でもいいわけでしょう。だからこの5%と50%っていうのは、いつ、何の理由でこういうふうになったのかというのはわかりませんか。

○環境整備課長

申しわけございません。現在、手元のほうに資料ございません。今のところで確認ができません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

次に、「議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の9ページですけれども、今回の条例改正は、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、関係規定を改正する必要が生じたので、国民健康保険税条例の一部を改正するというものです。

11ページと12ページに新旧対照表がございますが、内容がわかりにくいと思いますので、詳細を別途用意いたしましたもので説明をさせていただきたいと思います。まず、この資料につきましては、第24条に係る改正について説明するものでございます。資料の最初に緑の枠で書かせていただいておりますけれども、本改正の趣旨につきましては、税制改正がありまして、基礎控除が10万円増額、給与所得控除と公的年金所得控除が一律10万円減額されることによりまして、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯につきましては、税制改正後、本人の担税力に変化がない場合でも保険税軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するため、条例の改正を行うというものでございます。資料の1ページの表につきましては、所得による軽減判定基準につきまして、改正前後を整理いたしましたもので、表の右側が改正後でございまして、今回の条例改正の内容ということになります。給与所得控除などが10万円減額しましたことによりまして、軽減判定の基礎控除が10万円増額したことを差し引きましても給与所得者等が2人なら10万円、3人なら20万円、軽減判定を超過してまいりますので、このことにより軽減に該当しなくなることなどを避けるため、軽減基準額についても給与所得者等の人数に応じて加算をする見直しをするというものでございます。

資料の2ページに改正前後の計算例を記載しております。詳細な説明は省略させていただきますけれども、このように所得が変わらないにもかかわらず、税制の変更により軽減に該当しなくなるのを防ぐというような内容になっています。

また、附則第8項の改正につきましては、現在65歳以上の年金所得者に係る特例措置によりまして、軽減判定において所得から15万円を差し引くことになっていますので、第24条第1号の110万円に15万円を加算して、125万円とする読みかえ規定を加えることとあわせて、文言の整理を行うものでございます。本条例の施行日は、令和3年1月1日とさせていただいております。改正内容は令和3年度の国保税から適用することとしております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この税制改正により、軽減に悪影響が出ないかということで、対応するという事なんですか、その影響を遮断するためと書いていますよね。これで完全に遮断できるのでしょうか。

○医療保険課長

これでカバーできるものと考えております。

○川上委員

新たに不利になる、こういうことをすることによって、完全に遮断はするんだけど、別に新たに不利になるようなケースというのは考えられないですか。

○医療保険課長

不利になることはありません。

○川上委員

「給与所得者等の数マイナス1」×10万円を加えるということで、それができるといふことなんですかね。そこのところを少し説明してもらっていいですか。

○医療保険課長

基礎控除分が10万円ふえますので、10万円は軽減基準がふえます。けれども、給与所得者1人当たりの粗の所得が10万円、給与所得控除が減ることによって10万円ふえますので、

その方が2人、3人となっていくと、それが20万円、30万円になっていきます。ですので2人目から10万円加算することによって、これを補っていくというような内容になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、関係規定を改正する必要性が生じたため、「飯塚市後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正するものです。今回の改正につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の特例について、用語の改正などがありましたので、これに沿って本市条例附則第2条を改正するものでございます。

主な改正につきましては、地方税法附則第3条の2の特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたこと等に伴いまして、文言を整理したものでございまして、延滞金の特例割合自体についての改正はございません。施行日は令和3年1月1日といたしまして、同日以降の延滞金に適用するというものになります。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

延滞金については、法定納期限を超過し、履行遅延となった納税者に課されるものは、もともと14.6%ということで、サラ金並みということで、何だということだったんですけど、特例が出ていますけれど、この特例によれば、令和2年分は8.9%ということだったんですかね。

○医療保険課長

おっしゃるとおり8.9%でございます。

○川上委員

それは、来年以降は、これによって8.9%は幾らになりますか。

○医療保険課長

この条例改正自体によって変わることはございません。

○川上委員

8.9%ということですか。

○医療保険課長

来年が8.9%かというご質問になりますと、11月30日に、この法定基準割合の改正が出ておりますので、一応、来年1月1日からは8.8%に変更になります。

○川上委員

8.8%ですね。先ほど履行遅延となったというふうに言いましたけれど、2カ月以内の場合

合は、ことしの場合は何%ですかね。

○医療保険課長

今現在、1カ月以内の延滞金の割合につきましては、2.6%という設定になっております。

○川上委員

来年は何%になりますか。

○医療保険課長

来年1月1日より2.5%に変わります。

○川上委員

ということは。今お尋ねした、それぞれについて利率は0.1%ずつ下がるということですかね。

○医療保険課長

来年1月1日より0.1%ずつ下がるようになっております。

○川上委員

今マイナス金利だとか言っているんですけど、8.8%、あるいは2.5%について、まともだと思われませんか。

○医療保険課長

これにつきましては地方税法で規定されている数字でございますので、これを適用していくというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 飯塚市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をします。議案書の15ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、福岡県の重度障がい者医療制度の改正及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴いまして、関係規定を改正する必要が生じたため飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、福岡県の重度障がい者医療制度の改正に伴う部分でございますけれども、第3条第2項第4号及び第3条第4項にあります「12歳」を「15歳」に改めるもので、内容としましては、県が令和3年4月から重度障がい者医療費に係る所得制限を12歳年度末までを、児童手当準拠としていたものを、15歳の年度末までとすることに伴いまして、本市条例を同様に改正するというものでございます。

次に、文言の整理のため、第12条の「又は担保に供し」とありますのを「担保に供し」とするものです。最後に、第13条第1項の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴いまして、同法第5条の該当する項が2項繰り下

げられたため、これを改正するものでございます。施行日は令和3年4月1日としております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ちょっと、制度そのものについて、お尋ねします。

○医療保険課長

重度障がい者医療費の支給につきましては、重度障がい者に――。ちょっとすみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

大変失礼いたしました。申しわけございません。飯塚市重度障がい者医療費の支給につきましては、重度障がい者の保健の向上を図るため、医療費の一部を支給し、もって重度障がい者の福祉の増進を図るということを目的にしております。

○川上委員

例えば小学校6年生までの重度障がい児の場合、入院でどのような自己負担が発生しますか。

○医療保険課長

重度障がい者医療制度につきましては、窓口負担のほうはございません。

○川上委員

平成28年に福岡県が制度改正していますけれど、重度障がい児の入院時自己負担額は、それ以降は1日500円で月7日までが上限、3500円。非課税世帯の場合は1日300円なので、2100円ということのようですけど、それで自治体によって所得制限がないところもあるんですよね。それは把握されていますか。

○医療保険課長

所得制限を設けていない自治体が幾つかあることは把握しております。

○川上委員

把握している。どこが所得制限を設けてないですか。

○医療保険課長

手元にある資料によりますと、久留米市、宗像市、古賀市が所得制限がないというふうになっております。

○川上委員

ちょっと戻りますけれど、12歳が15歳に変わるわけでしょう。それによって、財政的には、どのくらい影響があると思われますか。

○医療保険課長

この改正があるに当たって、所得制限が変わりますので、抵触する方、所得制限自体は広がりますので、それによって支給対象者がふえるかどうかという、ちょっと確認をしたんですけども、ここしばらくで、この要件によって支給該当から外れる方というのはおられませんので、です。ですので、ちょっと見込みが難しいんですけども、決算ベースで申し上げますと、1人当たり12万6千円ぐらいの支給をさせていただいておりますので、それがベースになるものとは思いますが、今ちょっと影響額というのは想定できておりません。

○川上委員

条例を変えるんだから、そういう財政上の影響額というのはわかるのではないかと思うけど。

なぜわからないんですかね。

○医療保険課長

この所得制限の差額というのが、そう大きいものではありませんので、今調べているところ、このことによって影響を受ける方は市内にはおられません。よって影響はないというような解釈をしております。

○川上委員

来年、再来年、その次と、年次的にこういった場合の変化というのが推定で出せないですか。

○医療保険課長

ちょっと今は、今後どうなっていくかという見込みもなかなか難しいところでございます。

○川上委員

そうすると、副市長、あれなんです。年齢的な制限ということ、あるいは所得制限についても、仮に影響があっても、市の財政規模から言えばそう大きいものではないわけですよ。それで要望として述べておきたいんだけど、所得制限は、今紹介されたような歳のこともあるし、お金がかからないからそうしようということでもないですけど、大事なことなので、当事者に有利なように、今後改善するというのを求めたいと思うんだけど、考えてもらえますか。

○市民環境部長

質問議員の言われますとおり、今後、調査・研究してまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第127号 財産の譲渡（北勢田集会所建物）」以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第127号 財産の譲渡（北勢田集会所建物）」は関連がありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、「議案第127号」から説明させていただきます。議案書の40ページをお願いします。本議案は、飯塚市公共施設のあり方に関する第1次実施計画に基づき、集会所の管理運営、利用実態を踏まえ、地元と移譲協議を行った結果、協議が整いましたので、集会所を無償で譲渡することについて提案するものでございます。議案書40ページは、北勢田集会所建物の譲渡について、譲渡する財産、譲渡の相手方を記載しております。

次に、議案書41ページをお願いします。議案書41ページには、北勢田集会所の位置を記載しております。本集会所は、同和対策事業により整備されたもので、昭和56年に建設をされておるところでございます。

引き続き、「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。議案書の19ページをお願いします。本議案は、先ほど説明させていただきました集会所の譲渡に関連し、飯塚市集会所及び生活館条例にあります別表につ

いて、譲渡を行う集会所の項を削除するものでございます。議案書20ページをお願いします。議案書20ページは、条例別表の新旧対照表になります。旧の欄にあります北勢田集会所の新区分において削除するものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

集会所設置からこれまでの利用状況というのは、公民館的な形での利用だったのでしょうか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

集会所の利用の状況につきましては、地元のほうと協議をさせていただく中で確認をさせていただきましたところ、人権学級、また自治会での定例的な集会、また年末には締め縄教室、こういったもので使用されているということでお話をいただいております。

○川上委員

自治会として管理をしておったんですかね。管理は市でしょうけれど、実質的な管理は自治会として、しておったのか、部落解放同盟として、しておったのか、ちょっとお尋ねします。

○人権・同和政策課長

管理についてでございますけれども、実際に電気代、水道代、こういったものが地元管理ということになるかと思えます。ただ管理の金銭の出納につきましては、そこまでの確認はさせていただいているところではないので、ちょっと把握はできておりません。

○川上委員

自治会でやっているのか、任意のそういう団体、部落解放同盟としてやっているのか、お尋ねしたんです。

○人権・同和政策課長

実際に使用の実態につきましては、先ほど申しましたとおり、自治会での定例的な会合、また部落解放同盟におきましては、人権学級といった利用のほうがされているということでございます。その中での管理につきましては、双方それぞれが行っているということで理解のほうはしております。ただ、先ほど申しましたように金銭の出納につきましては、はっきりと確認まではさせていただいておりますので、実際そういった経費をどちらのほうが負担していたかについては、ちょっと把握をしていないところでございます。

○川上委員

地元との協議は、誰とどういうふうに行ってきたのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

地元との協議でございますけれども、まず、平成29年6月29日に北勢田集会所のほうにおきまして、支部の統括長、その他4名のほうと協議のほうをさせていただいているところでございます。また、その後につきましては、翌年、平成30年4月12日、自治会長さんを含めて、市部統括を含め、協議のほうを行わせていただいております。その後、4月16日以降にも、2、3回打ち合わせのほうをさせていただいているところでございます。

○川上委員

そうすると、自治会とも話し合ったし、部落解放同盟の幹部を含めて、一緒にもやったということですかね。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

管理の実態がよくわかりませんでしたけれど、どうして部落解放同盟がそこで出てくるんでしょうか、交渉相手として。

○人権・同和政策課長

先ほど申しましたとおり、利用の実態としましては、人権学級のほうも行っております。こういった関係上、当事者団体である部落解放同盟のほうともお話をさせていただいているところです。

○川上委員

人権学級というのは、どのくらいの頻度で、どのくらいのメンバーで行われていたのですか。

○人権・同和政策課長

人権学級につきましては、基本的には毎月第1金曜日に実施のほうをしております。平均参加人数につきましては、10人前後が参加をされている状況です。

○川上委員

今回、財産処分するに当たって、約束事は何かないですか。

○人権・同和政策課長

約束事というのはございません。

○川上委員

集会所は、あとどれくらい残っていますか。市が管理するものとして。

○人権・同和政策課長

今現在、全部で42の集会所、生活館がございます。今回、この議案上程によりまして、移譲が可決いただければ、残りは41カ所ということになります。

○川上委員

41カ所、生活館もあるわけでしょう。同和対策事業でつくった集会所としては、41のうち幾つになるのですか。

○人権・同和政策課長

すみません。ちょっとそこまで分類しきっておりませんでした。

○川上委員

生活館は新相田公民館、高雄区公民館の2つじゃないですか。だから39ぐらいじゃない。集会所を引き算すれば、どうですか。

○人権・同和政策課長

まず生活館でございますけれども、今、議員のほうがおっしゃられた新相田生活館、それから新二瀬生活館、あと井の浦生活館、そして山内生活館、全部で4つございます。残りのほうからということなんですけれども、残りのほうが、いわゆるその集会所というふうに、ひとくくりにはしておりますけれども、この中には低環境集会所も多々ちょっと含まれていますので、ちょっとそこまでの分類ができていなかったというところでございます。

○川上委員

それで同和対策事業で整備した施設については、解放同盟が交渉相手ということに、ほかの場合でもなるわけですか。

○人権・同和政策課長

実態としましては、地元で公民館的な使用をされているところがほとんどでございます。ただ先ほど、この北勢田集会所の利用の中でもご紹介したとおり、人権学級などでも利用されているという実態もございますので、公民館的な利用ということで自治会長さん、そして利用実態として当事者団体である部落解放同盟、双方にお話を差し上げているところでございます。

○川上委員

ですから、全体として36、7ぐらいの集会所があるわけでしょう、同和対策事業で整備した。それについては、解放同盟、飯塚市協あたりと協議をすることになるのかということをお願いいたします。

○人権・同和政策課長

手元のほうで、ちょっと本日そこまでの資料のほうをちょっと持ってきていなかったもので、ちょっとお答えのほうがあやふやになってしまうんですけども、部落解放同盟さんのほうとは、第1次公共施設のあり方に関する実施計画ができたところで、方向性としては地元移譲ということがうたわれておりますので、そういったことを踏まえて十分協議のほうは行われていることと考えております。

○川上委員

ということは、新たに部落解放同盟の飯塚市協議会と話すことはないということですかね。

○人権・同和政策課長

地元とのお話、地元で管理されているところとのお話はしますけれども、ほかの残っている集会所についても、今回と同じような手続で進めていくというところで行っております。

○川上委員

この財産処分する公民館の立地の関係ですけど、急傾斜地対策をやりましたね。

○人権・同和政策課長

そこのところについては、ちょっと把握はしておりません。すみません。

○川上委員

今、私が聞いたのは、市が財産処分で渡していくものが立地的に、個体としてきちんとしておくというのは大事でしょうけど、立地的に安全ということとか、一時避難所としてでも有効であるというような角度からも考えておかなければならんのではないかということをお願いしたかったわけです。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第127号財産の譲渡(北勢田集会場建物)」、以上2件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。本案は、飯塚市交流センター整備実施計画に基づき、現在、移転新築中で来年7月に開館を予定しております鯉田交流センターについて、位置及び使用料等を変更するものです。

議案書23ページ、飯塚市交流センター条例資料、新旧対照表をお願いいたします。第2条1におきまして、センターの位置が鯉田1373番地から鯉田1358番地1に変わります。次に、別表第13条関係の(8)飯塚市鯉田交流センター使用料におきまして、室名、面積、施設使用料が新築整備のため、新旧対照表の左側、新に記載のとおり、会議室が1部屋、研修室が第1から第4、和室が2部屋と調理実習室となります。室の面積につきましては、約20平米から74平米となります。また、施設利用料につきましては、近年新築整備しました立岩交流センターと同じ基準で設定いたしております。以上、簡単ではございますが、議案第

124号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

1点目は水害対策、水害についての考慮はどういうふうになっていますか。

○まちづくり推進課長

鯉田交流センター付近につきましては、ハザードマップでは浸水想定は3から5メートル未満となっている地域でございます。これまでの現在の鯉田交流センターにつきましてはの浸水等の被害はございません。今回、新築整備の鯉田交流センターにつきましては、移転先につきましては歩道から約90センチから約1メートル高い場所に建設をいたしております。そういう状況で浸水対策としては、先ほど申しました想定、鯉田交流センターの浸水等の今までの被害もないことも踏まえまして、90センチから1メートルほど高い場所に建設している実態でございます。

○川上委員

交流センターは、水害時にはどういう役割を果たすんですかね、鯉田の場合は。

○まちづくり推進課長

緊急指定避難所という役割がございます。

○川上委員

緊急指定避難所には、人とか物資は水害時には集まるわけですか。

○まちづくり推進課長

当然、避難所従事職員と、また避難者、それから物資等も交流センターのほうに集まるところでございます。

○川上委員

それは災害の状況にもよるでしょうけれど、大体どれくらいを想定しているんですか。

○まちづくり推進課長

災害の状況にもよると思いますが、基本的には緊急指定避難所の役割としましては、被害がありまして避難者、大体1日、2日程度の考え方でございます。長期化する場合もございますが、一般的には1日、2日の想定の中で避難所対応を考えているところでございます。

○川上委員

さっき現在の鯉田交流センターは水害の例がないというふうに、浸水の例がないと言われましたか。それはどういう意味ですか。

○まちづくり推進課長

現在の鯉田交流センター自体の浸水の被害がないという形でご答弁させていただきました。前面の道路とか、保育所関係とは違いまして、現在の鯉田交流センターにつきましては、浸水等の被害は、今まであっていないという形でご答弁させていただきました。

○川上委員

中に水が入ってこなかったということをおっしゃっているんですかね。

○まちづくり推進課長

そのように認識しております。

○川上委員

その認識もどうかと思うんだけど、そういう交流センターないし公民館でもいいんだけど、まわりが海ようになってという、あちこちで起こるようなことなんだけど、にはなったわけですね。それで前の川の手当とかいろいろやっているんだけど、そういうことを心配して質問したけど、新しい交流センターについては、そこは浸水しないようになっていますと。90センチぐらい上に建てるから。そこに入出入りする、どのくらいの雨でそこは浸かるんです

かね。行けなくなるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

どれくらいの雨というご質問でございますが、ちょっと現段階で総雨量的な部分がどれくらいという形の予測は、ちょっと認識していない部分がございますので、ちょっとお答えできませんが、そこら辺につきましては、先ほど申しましたハザードマップ上では浸水想定は3メートルから5メートル未満という形の部分でなっているという認識でございますが、大体、通常、今ゲリラ豪雨とかございますが、通常の災害等の場合を踏まえまして、大体、現在地よりも1メートルほど高いところで建設をしているという状況でございます。

○川上委員

現実に雨季に第1週の何日頃には、70ミリとか60ミリとか、80ミリとかが来るかもしれませんというのはわかるわけでしょう、大体、今は。そうしたときに、その施設だけではなくて、避難路というか、出入りのルートというか、それ自身がどのくらいの雨量まで持ちこたえられるのかというのは検討しておく必要がある、鯉田だけではないけれども。二瀬の場合などは、これくらいの雨量、年確率で、降雨確率これくらいですよということで、建花寺川も整備しましたからね。わかるわけですよ。鯉田の場合はね、整備も終わってないし、だから避難所機能ということであれば、これが整備ができた段階で、交流センターの整備ができた段階で、これくらいの雨量であれば、高齢の方が歩いて避難もできるし、というふうな、そういうシミュレーションというか、見込みをどう考えているのかなと思ったわけですよ。どんなふうでしょう。

○市民協働部長

今回の鯉田交流センターにつきましては、前面の道路が今までも、平成21年も浸かったという経緯も踏まえまして、先ほど答弁しましたように地盤そのものについて1メートル程度かさ上げしているというような対応をしております。また、それでも、例えば、それ以上の浸水があって、交流センターのほうに水が入り込むような状況になったとしても、前面道路ではなくて裏側に抜ける道がございますので、その道を抜ければ今度は高台にまた避難できるというようなことも踏まえて整備をしております。したがって、何ミリ降ったら大丈夫かということは、今、私もちょっと答えることはできませんが、当然、交流センターの1階部分が浸かるような状況があったとしても、そこに緊急避難として避難された方たちを安全に高台に誘導できるような仕組みで、今整備を検討しているところでございます。

○川上委員

浸水3メートルに対応できるようなものは相当つくりがたいと思うけど、今、私がテーマとして聞いているのは、ルートの問題なんです。本体が浸水したら、もっと違うところに逃げないといけないということを言うのはちょっと想定外なんですよ。だから、立地の問題として考える場合、交通とか水害とかあるけれど、特に水害という点でいえば、ルートの確保というのが確実にされる必要があるだろうと思う。それから地質というか地盤、現在の交流センターについては、もう共通認識のとおりなんですけど、原因はわかりませんよね。三菱の炭坑の関係とか、よくわからないでしょう。それは確認しているんですか。

○まちづくり推進課長

質問議員言われますように、地盤についてはかなり緩いとかいう形の部分も、工事の前段階でも把握はしていましたが、最終的に質問委員が言われますような部分については、ちょっと把握はしておりません。

○川上委員

今やっているところではなくて、現交流センターのことなんですよ。すごいでしょう。見たでしょう。あれの原因はわかっているのかなと聞いたんです。

○まちづくり推進課長

正確な地盤沈下の理由までは、ちょっと把握してないということです。

○川上委員

現地で建てかえるかどうかは検討しなかったのですか。

○まちづくり推進課長

私の認識の中では、現地建てかえの候補としては挙がってなかった経過で、現在進んできている状況でございます。

○川上委員

そしたら、あれは地盤が悪いのか、建て方が悪いのか、わからないづく、もう任務を終えましたということになるわけですね。それで、新しいところは基礎はどういうふうな作り方になっているんですか。

○まちづくり推進課長

工事の技術的な詳細の分については、ちょっと把握していない部分もございますが、杭が大体、N値50、短いところで9メートルとか、長いところで12メートルという形の部分で、工事担当者からお聞きしております。それから、大体直径60センチから70センチの杭を41本程度を打つということで報告を受けております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:03

委員会を再開いたします。

次に、「議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）」について、ご説明いたします。議案書の42ページをお願いいたします。

本案は、現在、指定管理者により管理しております飯塚市健康の森公園市民プールほか2施設の契約期間が本年度末で満了となりますことから、次年度以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、現在の指定管理施設と同様、飯塚市健康の森公園市民プールほか2施設でございます。指定管理者となる団体は、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」でございます。同団体につきましては、現在、当該施設の指定管理者として、管理・運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。指定候補者の選定については、飯塚市指定管理者選定委員会が9月29日、10月16日の2回開催され、10月23日に選定委員会委員長より市長へ答申がなされております。

議案書44ページ、指定管理者指定議案資料をお願いいたします。1. 施設の概要、

45ページ、2. 指定管理者となる団体の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

3の非公募により選定を行った理由について、ご説明いたします。今回、指定管理者の選定に関しましては、非公募で行ったところでございます。非公募にした理由といたしましては、同団体が本市と協働して健幸都市いいつかの実現に向けスポーツの振興に取り組んでいること、市内の各種競技団体等が社員となりまして同団体を構成していることから、同団体が本市スポーツ行政に必要不可欠な存在であり、同団体の役割と施設の設置目的、機能が一致していることから、安定的かつ効果的な施設運営が期待できると判断し、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条ただし書の規定に基づき非公募としたものです。

議案書46ページをお願いします。指定管理料の上限額は、年6844万3千円でございます。5の選定評価結果につきまして、選定評価点数は700満点中454点、率にして64.8%の評価結果でございました。以上で、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

まず、資料要求をさせていただきます。指定管理者については、評価をしているかと思うのですが、その評価結果について、資料の提出をお願いいたします。委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○健幸・スポーツ課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:08

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

資料をサイドボックスに掲載しておりますのでご確認ください。ほかに質疑はありますか。

○江口委員

まず、いただいた資料について、ちょっと説明いただけますか。

○健幸・スポーツ課長

指定管理の評価につきましては、毎年、自己評価、それと所管課の評価をしております。また5年に1度でございますが、委員会の評価ということでいたしております。本日で提出いたしました資料といたしましては、平成28年度、29年度、30年度の評価ということになります。平成28年度につきましては、この分が外部評価の委員会の評価ということになります。この評価につきましては、平成28年度の外部評価の評点ですが、こちらのほうはE評価になってございます。これについて、ちょっと説明をさせていただきますと、ただいまの指定管理につきましては、飯塚市体育協会、それと水泳協会、飯塚スイミングスクールということで、合同での管理となっております。その分で十分な整理が、当初できてなかったものでE評価という形になっております。その後、いろんな改善項目をこなしていきながら、評価を今、上げ

ていつているという状況でございます。

○江口委員

E評価については、3者によるグループがあって、その整理ができていなかったからE評価というような説明があったんですが、それに間違いないんですか。

○健幸・スポーツ課長

3者で合同での管理ということになっております。管理の実際の状況でいいますと、プール、と多目的室、それと多目的広場がございますけれども、プールについては、水泳協会それと飯塚スイミングスクールの管理がなされております。多目的室、多目的グラウンドのほうが、今の現スポーツ協会のほうが管理を行っておりますけれども、その中で当然、経理面の整理というのが必要になります。その辺が十分に、当初ですけれども、できていなかったというところが1番大きな要因でございます。

○江口委員

それは3者のグループだったからできていなかったのか、それとも例えばそのうちのどこかが不適切な状況であったのか。その点はどうですか。

○健幸・スポーツ課長

今、委員がご指摘の点につきましては、もうこれは監査の中でも公表がされておりますので、体育協会のほうでちょっと不十分な処理が見受けられたための評価となっております。

○江口委員

平成27年度の監査の指摘の部分ですよね。ただ、その部分に関しては、ここにもあるように、E評価ではあるんだけど、その後にE評価から改善をしてきていると、十分に任せることが妥当であるという判断なのかどうか1点。それともう1点が、現状については言われたような3者の団体なんだけれど、今回はスポーツ協会だけになっています。今回は形が変わっているのかどうか、実質的な形も変わっているのかどうか、その点はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点目の妥当性についてでございますが、平成28年度がE評価でございました。その翌年29年度がD評価、平成30年度がC評価と、年々ちょっとよくなっております。当初のE評価というところを踏まえまして、その後それぞれ、当時体育協会、それと水泳協会につきましては、任意団体の扱いになっておりましたけれども、組織としてしっかり責任を持ってもらいたいというところでいろんな協議を行ってきました。そこで体育協会については、昨年度、一般社団法人の法人格を取得しております。水泳協会につきましても今年度4月に一般社団法人の資格を取得しております。それぞれ団体として責任ある組織というところできてきているというところで評価をいたしております。2点目の今後の体制についてでございますが、全体のマネジメントとしては、飯塚市スポーツ協会が担当いたします。ただし、プールについては、水泳協会が担当するというところで、実際のところ運用については変わりはないというふうに思っております。

○江口委員

今回の募集に関しては、指定管理の上限額が、6844万3千円が単年度上限というふうな形で議案資料にはございます。今回、スポーツ協会からの応募というか、提案されている金額が幾らであったのか。それとあわせて、今やっている部分、今年度までの部分に関して、設計金額は幾らで、実際の提案のあった金額は幾らなのか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

まず、今回の提案の市が設定する上限額といたしましては、6844万3千円、そして、提案書で出された金額については同額、6844万3千円となっております。前回の提案といたしますか、今の指定管理の状況でございますけれども、まず、市が設定した金額については、6542万円となっております。それに基づいて提案がなされて、今協定を結んでいる金額

というのは6042万円となっております。

○江口委員

この金額が上がった分は、消費税が変わった分以外にはございますか、上がっていますか。ちょっと計算ができてないので、聞いて申しわけないんですけど。

○健幸・スポーツ課長

まず先ほど委員のほうがおっしゃられました消費税が変わっております。2%分が追加をいたしているという点と、人件費の算定のところで、若干上昇をいたしております。

○江口委員

すみません、計算できなかったもので、申しわけない。今回の提案書の中で、今やっている業務に加えて、何らかの新規の提案というのがあったかどうか、その点はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

今行っている事業からの新規という点での記載というのはございません。

○江口委員

今回は、今、9月から10月にかけて審査を行ったというお話がありましたけれど、募集自体がいつからスタートしたのか。あわせて今回の募集に当たり、今の状況、新型コロナの状況などが反映された形での募集というふうな形が何らかあるのかどうか、その点はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

今回の指定管理の選定までの流れといたしましては、まず公募を4月1日に行っております。その後、提出を受けて、先ほど説明いたしたように評価委員会を設置し、開催したところでございます。コロナの影響については、この選定の中では、特に影響をして、変更があったというところはございません。

○江口委員

次に、この指定管理者制度に関しては、指定管理者の運用に関するガイドラインがありますよね。また、条例があるわけですが、それを見ると、条例のほうにはないんだけど、ガイドラインの中では、選定に当たって応募ができる者に関して、要件が書かれています。その中で、ガイドラインの基本的な申請資格要件の7には、福岡県暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等を構成員とする者、また、同条例で第4章、暴力団員等に関する利益の供与の禁止等の規定に該当する者として、暴力団並びにその関係者に関して、構成員としないということが、ガイドラインの中で決まっているわけだけれど、今回の応募に関しては、その要件がきちんとあったのかどうかと、それに関してきちんと調査がなされているのかどうか。いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

暴力団排除の記載につきましては、まず募集要項の段階でその条件といたしております。提案書が出された時点で、その分については、警察署のほうに確認をするという手続で、今回もそのとおりに実施いたしております。

○江口委員

きちんと調査がされているということを知って安心しました。ちょっと本件とは直接関係ないんですけど、副市長ちょっと検討していただきたいのが、ガイドラインにはこうやって暴力団に関するものが、要件としてあるわけですよ。ところが、条例のほうでは、これがないんですよね。ちょっとその点については、条例改正も含めてちょっと検討していただければと思います。

質疑に戻ります。非公募の理由について、先ほど説明があったんですが、前回、今やっている部分に関しての選定に関しては、非公募であったのかどうか、その点はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

前回は公募をいたしております3者の応募があったところでございます。

○江口委員

それで今回、非公募とするんだけど、改めてそこが変わった理由について、少し詳細に教えていただけますか。

○健幸・スポーツ課長

まず、制度面からの説明でございますけれども、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条において、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは非公募による選定をすることができるとされております。また、指定管理者制度導入に係る指針におきましても、地域の人材活用、団体等の育成等の政策的な方針に照らして、合理的な理由がある場合、指定管理者制度運用に関するガイドラインにおいても、先ほどの理由に加えて、法人、その他の団体と施設の関係が密接不可分にある場合、または団体の役割と施設の設置目的、機能が一致する場合、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合は非公募による選定ができるとされております。今回、市スポーツ協会を指定管理者といたし非公募で選定した理由といたしましては、同法人が市内各種競技団体や地域団体により構成されており、また、その設立目的といたしまして、スポーツ活動を通じて市民の健康、体力増進、及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的とした団体であるということでございます。議案書にも記載しておりますとおり、一般社団法人 飯塚市スポーツ協会が、本市と協働して健幸都市飯塚の実現、スポーツの振興に取り組んでいること、及び同協会は市内の各種競技団体等で構成されていることから、本市のスポーツ振興に必要不可欠な存在であるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募としたものでございます。

○江口委員

今回の応募に関して、700点満点中454点であるわけなんですけど、これ最低点として、クリアしなくちゃいけない点数がありましたよね。それは幾ら、何点だったんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:26

再 開 13:26

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

失礼しました。定数の50%、点数で言えば350点ということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

飯塚市スポーツ協会は、いつ設立されて、どういうことをやっておるのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市スポーツ協会につきましては、昨年の4月1日に設立をいたした団体になります。活動内容といたしましては、主に市の委託事業であったりとか、スポーツ大会の実施、また施設の管理を实际行っております。

○川上委員

設立に当たって、施設の管理というのをうたっているわけですか。

○健幸・スポーツ課長

設置目的には、施設の管理はございません。

○川上委員

今回、指定管理者となるに当たり、施設の管理ということ、定款と呼ぶんですか、ここの団体の場合は、何か扱うことになっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

施設の管理という言葉ではございませんが、市より委託された事業というところで、定款の中で定められております。

○川上委員

市から委託された事業というのと、施設の管理というのはどういう関係になるんですか。その中に入り込むわけですか、施設の管理は。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。定款の中で先ほど市より委託された事業というふうに答えさせていたいただきましたけれども、そこについてはちょっと誤りがあるのかなと思っております。申しわけありませんでした。ただ、その定款の中で設置目的の中に、全文をちょっと読ませていただきます。「当法人は、スポーツ活動を通じて市民の健康・体力の増進、及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う」とあります。その中で（１）市民の健康・体力の増進を図るため講習会の開催及び指導者の派遣、（２）市より委託された事業、（３）模範競技、体力テスト、その他スポーツに関する各種事業の実施及び援助、（４）市民スポーツ技術の向上及びスポーツ意識の高揚と相互の連携強化並びに指導・育成、（５）職場、地域のスポーツの啓発と普及及び指導奨励、（６）市民の体力向上についての研究調査、（７）その他、前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業及びその目的達成に必要な事業とございます。この中で、今、この指定管理については、（７）で該当するののか、また定款の中でそういうものを定めるのかということになるかと思っております。

○川上委員

財政については、何をもって収入とするとなっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

定款の中で収入の記載はございません。

○委員長

市の施設を指定管理者として受ける規定がない。それから市からお金を受け取る収入の規定もない。ということが明らかになりましたけれども、選定委員会では、この２点については、どういう審査をしたか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

今、言われている内容の点については、その委員会の中での質疑というものはございませんでした。

○川上委員

答申を受けて、市でここに決定するに当たり、今の２点については、どういう判断をされましたか。

○健幸・スポーツ課長

そこについては問題がないと判断いたしております。

○川上委員

問題があるのは飯塚市役所ということになるわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:34

再開 13:34

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。今ちょっと十分聞き取れませんでしたので、もう一度、質問をお願いいたします。

○川上委員

これだけの問題があるのに、飯塚市が何の問題もないという判断をしたというのだったら飯塚市のほうの判断に問題があるのではないかと聞いたわけです。

○健幸・スポーツ課長

問題ないと判断いたしております。

○川上委員

もしこれが株式会社で定款の中に、そういう事業をうたっていなければ選定しましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:39

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

指定管理者となる団体につきましては、その定款の中に管理等について記載がなくても、指定管理者として指定ができるというふうに飯塚市としては考えております。

○川上委員

そしたら、株式会社、造園業でも指定管理に応募することができたわけですね。

○健幸・スポーツ課長

応募は可能かと思っております。

○川上委員

そしたら、ガソリンスタンドでも経営店でも、この仕事をしていいわけ。応募していいわけですか。

○健幸・スポーツ課長

応募することは可能かと考えております。

○川上委員

それはどこに書いているわけですか。

○健幸・スポーツ課長

まず指定管理者の制度の概要になりますけれども、この指定管理者導入につきましては、民間事業者の有するノウハウを活用することということが、この指定管理者制度の前提でございます。その中で、それぞれ各自自治体が指定管理者制度導入の是非を検討した中であるわけでございますけれども、その中で、応募する団体について、ここがだめとか、そういう形での制度がなされているわけではございません。実際、飯塚市においても、その応募する団体につきましては、個人については指定管理者として指定することができませんけれども、法人格というものについても、そこは必要条件としていないという状況でございます。

○川上委員

それはちょっとまた――。先にこの団体は、収入の規定がないと言いましたね。収入しないんですか。この指定管理者になって事業をやっていく場合は。

○健幸・スポーツ課長

定款の中では、事業収入及び収支予算という項目がございまして、当法人の事業計画及び収

支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とするということで、収支予算を制定する中で、この団体の予算が決定するという流れになっております。

○川上委員

先ほど聞いたのは、何をもって収入とするというのが規定でないのかと聞いたわけですよ。会費とか、補助金とか、事業収入とかいろいろあるでしょう。寄附金とか、そういう規定はないのですか、この団体には。

○健幸・スポーツ課長

定款の中では記載はございません。

○川上委員

不思議な団体。そこで、先ほどの課長の答弁で、指定管理者制度は、民間のノウハウを取り入れるというところの強調がありましたけれど、そうなんですか。指定管理者制度というのは、そういうものですか。

○健幸・スポーツ課長

今のは制度の概要として説明をさせていただきました。まず指定管理者導入に当たりましては、それぞれサービスの向上、それと経費の削減というのが指定管理者導入の目的でございます。

○川上委員

それというふうに言われたんですけど、まず、直営と比べて指定管理先ということなんでしょうけれど、住民サービスが最優先なんでしょう。そして二義的に何と言うか、費用が安く済むならそれはそれでいいよねという形が大事にされるべき建前じゃないんですか。だから、その住民サービスをきちんとするというところから考えた場合、それができる団体であるか、信頼できる団体であるかということが問われるわけですよ。だからその団体が、どういうきちんとした、たてつけを持っているのか、実績はどうなのか。これから先、その辺の信頼ができるのかというのが、検討される必要があるんだけど、あなた方はさっき問題がないと言ったんだけど、どういう検討して問題がないという判断をしたのですか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市スポーツ協会につきましては、昨年4月1日に一般社団法人の資格を取得して設立をされた団体でございますが、それまでは飯塚市体育協会ということで任意団体でございましたけども、長く飯塚市のスポーツの場面で、いろんな飯塚市とも連携をし、協力しながら、スポーツ事業を今までやってきた団体でございます。それにつきましては、私どもも一定の信頼もしておりますし、指定管理者に当たっても、そういうことが可能ということで判断をいたしているところでございます。

○川上委員

しかし、先ほど答弁がありましたかね。指定管理で、これほどのものを扱うについて、規定がないので、今から規定をつくるのか、何かそういうことを言っておりましたか。

○健幸・スポーツ課長

その種の発言をしてないかと思えます。

○川上委員

今からそういう規定の扱いをやるとかいうお話があるんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど言われた中でいえば、収入の要綱であったりとか、ああいう形のものが必要であればその分は定款もしくはその規約になるのか、ちょっと今、私としては判断がつかねますけれども、それが必要な状況があれば、それに応じて訂正、修正がなつてこようかと思っております。

○川上委員

今の段階でそれがどういったことが言えますか、これについての検討が要るとか。

○健幸・スポーツ課長

今、これというものについては、ちょっとございません。

○川上委員

7番の中には、無理しても入れられないのではないかと思いますよね。だから明確な規定はない。市は問題がないというふうに言うかもしれないけれど、この協会のほうからすれば定款外のことを引き受けるというのは、団体として筋道が通らなくなるのではないかと。あなた方が問題がないというふうに言ったとしても。そこのところは協会の側は何と言っているんですかね。定款にはないけどやりますというふうに言っているんですか。協会の役員会とか、そういったところに説明がいるでしょう。やるという約束をしていないけれど、そういうことで集まったわけじゃないけれど、飯塚市がぜひやってくれと言うからしようがないからやりますという感じなのか。今度、定款を変えていきたいと思いますという議論するのかね。団体側が何て言っているのか。

○健幸・スポーツ課長

実際スポーツ協会のほうがどういうふうな判断をしているということについての協議についてはしたことはございません。そのため、どういうふうな判断をしているかというところについては推測しかできないところでございますが、この状況で指定管理者として応募するということであれば問題がないというふうな判断をしたのかというところは、あくまで推察でございしますが、しているところでございます。

○川上委員

それは、お宅にお願いしますという前の段階で、相手が責任を持って、何いうか、定款にも逸脱せずにきちんと責任を持ってやれるということかどうか確認しておくべきではないかと思うわけです。それから、先ほど6600万円というふうに言われましたけど、この金額の根拠をお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:53

再 開 13:54

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

まず指定管理の上限額の設定につきましては、それを設計をする際に、それまでの3年間の収支を見まして、その中から必要なもの、必要ではないものというところを判断して、その上限額の設定という作業に当たるところでございしますが、その中で、人件費、需用費、役務費、委託料、その他の費用というところで、それぞれ各項目のこれまでの執行状況、そこをベースに判断をして決めております。

○川上委員

その内訳をお尋ねしたら答えられますか。

○健幸・スポーツ課長

それぞれの内訳の金額については、言うことがちょっとできないと思っております。

○川上委員

言うことができないというのは、どういう理由ですか。

○健幸・スポーツ課長

それぞれの市の設計の仕方、特に人件費等々でございしますが、その分については、その計算の方法というところが、ほかの方たちにもわかることにつながりますので、そこについ

ては、公表を差し控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

では、3年間の平均と言ったでしょう、さっき。平均ではなく状況を見た、そのうち委託料というのは何ですか。

○健幸・スポーツ課長

施設を管理する上で指定管理者が決定をいたしますけれども、指定管理者が全ての業務をするわけではございません。それぞれ清掃であったりとか、電気設備であったりとか、いろんな分野で、もう一つ外部に委託を発注いたしますので、その費用のことです。

○川上委員

その委託をする事業はどのぐらいありますか。挙げてみてもらえますか。

○健幸・スポーツ課長

今回の健康の森体育施設の再委託でございますけれども、15種類の委託がございます。多目的施設の運動指導業務委託、多目的施設の機械警備委託、市民プール及び多目的施設消防設備点検委託、多目的施設電気設備保安管理業務委託、多目的施設のエレベーター点検委託、多目的広場の維持管理委託、それとプールの電気機械設備委託、プールの機械警備委託、それとプールの自家用電気工作物保安業務委託、プール自動制御中央監視装置委託、プールろ過機械保守点検委託、プール循環ろ過機保守点検委託、プール券売機保守点検委託、スライダー保守点検委託、それと水質管理委託でございます。

○川上委員

それは再委託と呼ぶのですか。

○健幸・スポーツ課長

一応、再委託先としております。

○川上委員

総額では幾らになりますか、実績として。

○健幸・スポーツ課長

平成30年度の決算ベースでございますけれども、その部分で2616万9724円となります。

○川上委員

物を購入することがありますね。それはどれぐらいになりますか、額としては。

○健幸・スポーツ課長

これも30年度の決算ベースで言えば、150万円程度でございます。

○川上委員

6600万円と言われましたけれど、人件費を除いた分は、この協会が発注する権限を持つわけですかね。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました再委託につきましては、市と協議となります。それ以外に消耗品とかそういったものについては指定管理者の権限で購入をするものでございます。

○川上委員

再委託先は誰が選ぶんですかね、今の答弁ではちょっとわかりにくかった。

○健幸・スポーツ課長

再委託をするに当たって、その業務の内容について市と協議をいたします。実際、こういう業務があって、それをできる業者さんが何者かある。そこについての市で言う入札みたいな形でございますけれども、それは指定管理者のほうで行うということでございます。

○川上委員

6600万円マイナス人件費ぐらいという規模をどう考えるかというのがありますけれども、

少なくともその施設に関する取引関係については、協会が全部責任を持って、権限を持っているというようなことになってくると、議会がその内容について審査するとき、もちろん予算書には上がってこないでしょうけれど、その決算書の中に、その内訳が具体的にわかりますかね。

○健幸・スポーツ課長

今、言いました個々の再委託の決算等については、当然、議会の中で報告ということはございません。トータルの金額のものだけでございます。

○川上委員

私はいずれにしても細かく聞いてはいくと思うけれど、しかし、そこは黒いベールが敷かれることになるわけですよ。ですから、よっぽど指定管理者というのは透明性だとか、先ほどから言っているような建付けの問題とか、はっきりしておかないといけない。でなければ、市民の税金を使って公共の福祉、住民サービスに寄与しようと思うわけだけでも、なっているかどうかよくわからないということにもなりかねないわけですよ。そこで、そういったこと考え合わせると、協会はもともとスポーツ振興を眼目にした団体、飯塚市は、スポーツ振興ももちろん事業のテーマだけど、そのための施設をきちんと管理運営していく、整備し管理運営、維持していく責任をもともと持つところなんです。なのに、今言ったような状況が懸念されるという中では、市が直営で行って、何か特別不都合なことがありますか。

○健幸・スポーツ課長

直営でどうかというところでございますけれども、指定管理者導入につきましては、先ほども申しましたが、サービスの向上と経費の削減というところを目的に、直営であるものを指定管理者制度のほうに移行させて導入をさせて行っております。今回、指定管理者の指定の議案に上げておりますプールの一つの例といたしまして申しますと、プールの例では、平成15年、16年、17年については直営管理を行っておりました。その際、利用者数は年間6万7千人程度。これが令和元年度は、ちょっとコロナの影響がありましたので少なくなっておりますけれども、平成30年度の時点では8万4千人と利用者が増加いたしております。一方、経費につきましても、プールのみになりますけれども、直営管理時代には約6500万円の経費がかかっておりました。現在、多目的施設、それと多目的広場、3施設を合わせても、6800万円の経費となっております。このことから直営より指定管理者による管理のほうが望ましいというふうに考えております。

○川上委員

私が聞いたのは、市が直営して何か不都合なことがありますかという質問なんです。今のは、私は、にわかには今の評価についてそうだと思わないけれども、市がやるよりも民間がやったほうがよかったよねということを言っているだけで、私は、市がやって何か不都合があるかと聞いたんですよ。

○健幸・スポーツ課長

市が行って不都合があるかと言われれば不都合はございませんが、先ほども申したように、利用者の数がそのままサービスの向上とイコールという関係ではないかとは思いますが、一つの指標として考えますならば、より市民へのサービスの向上という点では、指定管理者のほうが望ましいというふうに考えております。

○川上委員

そういうことであれば、例えば市の直営ではあるけれども、スイミングに委託をするとか、直営の流れの中で指定管理ではないという意味ですよ。普通に委託すれば、スイミングのノウハウも当然ありますよ。指定管理にしても、いずれそこに委託するわけでしょう、スイミングに。自分たちでやらないでしょう。泳げない人がするわけがないから。泳げないと言ったら失礼ですけど。専門の人に子どもの命、大人だってそうだけど、命にかかわることだからスイミ

ングとかプロのところに委託するでしょう、再委託。再委託を全部飯塚市がすればいいじゃないですか。そういった税金が、適切に公正に、投入されて見るべき成果が上がっているかどうかを、みんなが見ることができるじゃないですか。そういうこと聞いたわけですよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）」に反対の立場から討論を行います。詳しくは、本会議で述べることにしますけれども、まず、今回のような形で指定管理を行う必要がなく、本市が直営で仕事をすれば、住民の求めるサービス水準をつくることもできるし、安全にそれができるといふふうに思いますので、同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

本議案に関しては、賛成ではありますが、一言付言させていただきます。今回の非公募としておりますが、確かに地域の団体の育成等、この指定管理者制度の運用に関するガイドラインで公募、非公募についても書いてございます。その非公募の場合にも当たらないとは思いますが、他方で地域の中にも同様な事業ができる団体はあります。前回は公募の中で、地域の別な団体もエントリーをしていました。そういった競争の中で、さらなるサービスの向上が図られると思っています。それ自身は指定管理者制度を使いながら、コミュニティビジネス、地域の団体等を育成するというのは大切だと思っていますが、ただしそれが今回のように非公募となってしまうと、ある意味これが既得権益になりかねないと思っています。ぜひ次回については、私は地域要件があつていいと思いますが、非公募ではない形でぜひ検討していただきたい。そのことを付け加えさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：12

再 開 14：25

委員会を再開いたします。

次に、「議案第129号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」を、議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第129号 指定管理者の指定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の47ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。指定管理者に、管理を行わせようとする施設は、飯塚市リサイクルプラザ工房棟でございます。

次に、選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者候補者の選定につきましては、

飯塚市指定管理者選定委員会が、令和2年9月29日、10月16日の2回開催され、選定の結果、現在の指定管理者であります「株式会社トキワビル商会」が候補者に選ばれ、10月23日に選定委員長より市長に答申がなされました。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。選定の方法及び理由、また選定評価結果の評価点につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

先ほどの健康の森公園体育施設同様、評価に関して資料の提出を求めたいと思います。委員長において、お取り計らいのほどよろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○環境整備課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：28

再 開 14：28

委員会を再開いたします。

資料をサイドボックスに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出いただきました。ざっと見る限りでは、B、B、Bとなっており、特段問題はないという理解でよろしいのか。これ、今やっているのも今回提案のトキワビル商会さんですよ。その点いかがですか。

○環境整備課長

はい、質問者のおっしゃるとおりでございます。

○江口委員

次に、金額についてお聞きいたします。議案書の中に上限額については記載がございますが、今回の提案された金額は幾らなのか、またあわせて、現在の今年度までの指定管理期間における募集のときの上限金額と、それと現在の契約金額がどのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○環境整備課長

金額の提示額は、上限額の832万2千円でございます。なお、前回の基準額を申し上げます。基準額の算定に関しましては、消費税等の関係ございまして、先ほどの答弁とちょっと少し違う数字になるかと思っておりますけれども、税抜き価格で申し上げます。前回の設計額は740万7408円。なお、今回は消費税を除く額で申し上げますと、756万5455円となっております。

○江口委員

ごめんなさい、今回の上限額が832万2千円で、それを消費税を抜くと756万円少しになりますよと。これに対して、今回提案があったものに関しては、上限と同額というふうな形でよいのか。それとあと、現在の今年度までの分に関しては、上限額が740万7408円が上限額というお話ございましたが、提案があって、今契約している金額は幾らなのか、ちょっと確認お願いいたします。

○環境整備課長

まず、今回の上限額は、質問委員言われますとおり、832万2千円でございます。また、令和元年度の数字で申し上げますと、令和元年度は807万5千円となっております。

○江口委員

今回の提案額は上限額と同額でいいんですね。いいんですね。はい、わかりました、ありがとうございます。次に、今回の提案書の中で、今までやっている業務に加えて、何らかの新規提案がなされたかどうか、その点についてはいかがですか。

○環境整備課長

新規提案の内容につきましては、今回のコロナ対策としての衛生面の強化を一部追加していただいております。

○江口委員

あと先ほど、この提案に対する審査については、10月、11月あたりでというふうな形でしたけれど、先ほど健康の森体育施設に関しては、今回のコロナに関しての募集要項の変更はなかったというお話ですが、その点についてはいかがですか。

○環境整備課長

募集要項の策定時でございますけれども、これは令和元年度の導入推進委員会が令和元年12月20日にございました。この時点での募集要項でございましたので、コロナの関係の分については追加をしておりません。

○江口委員

あと2点、暴力団関係の構成員となっているかどうかに関する調査がなされたのかどうか。それとあわせて、600点満点なんですけれど、最低点は何点の設定であったのかお聞かせください。

○環境整備課長

暴力団排除等の分については、申請時で承諾書をいただき、県警本部のほうに照会をかけたおるというふうな報告でございます。また、最低点につきましては、600満点中5割の300点となっております。

○江口委員

あと最後に、公募及び選定の概要については、こちらは公募でやっておられて、地域要件については未設定で、応募団体数は1団体と記載がございます。残念ながら1団体だけの応募であったんだけど、最終的にエントリーしたのは1団体だけだったのか、その前に募集要項をあげたときに何らかの問い合わせがあったのも1団体だけだったのか、それともそのときはまだ複数あったのか、その点はいかがですか。

○環境整備課長

コロナ禍の影響があったかもしれませんが、1団体だけの問い合わせでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

エコ工房設立に至る経過をお尋ねします。

○環境整備課長

エコ工房飯塚市リサイクルプラザにつきましては、飯塚市吉北118番地の2でございます

飯塚市クリーンセンター内の敷地にございます。環境保全に関する情報やリサイクル意識の高揚、学習体験等の場として施設を設置しております。設立年度につきましては、平成10年に設置しております。

○川上委員

どういう理由で設立したのでしょうか。

○環境整備課長

循環型社会を確立するために、環境保全に関する情報提供及び体験学習の場として活用し、利用者増に向けた取り組みを展開するために設立されております。

○川上委員

清掃工場、それから終末処理場などをめぐる事件があって、地元の住民の皆さんが内閣府公害等紛争調停委員会に提訴した事件がありますね。そこで裁定が出ているわけですけど、その中の一つとして、これがあったわけではないんですか。

○環境整備課長

今、委員がおっしゃります中で、いわゆる地元との協議の一つとして、エコ石けん等を製造するといいますか、そういうふうな体験も含めた事業を行うというふうな施設で、協議が整っているというふうな報告を受けております。

○川上委員

事業のほうですね。それで、その後、管理運営の主体の推移をお尋ねします。

○環境整備課長

平成18年度以降、指定管理施設を導入しております。それ以前につきましては、設立から平成17年度までにつきましては、直営での事業というふうな形で運営しております。

○川上委員

18年以降の指定管理の管理者は誰ですか。

○環境整備課長

平成18年度から平成22年まではNPO法人コスミンズ、23年からはトキワビル商会在2期の指定管理者となっております。

○川上委員

経験の蓄積という点では、どう評価されていますか。

○環境整備課長

この指定管理の導入につきましては、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る。あわせて経費の削減ということもありますので、この施設、トキワビル商会におきましては、非常に有意義であったというふうに判断しております。

○川上委員

NPOコスミンズというのはどういう団体だったんですか。

○環境整備課長

今、手元のほうに資料ございませんので、答弁はちょっとできかねます。

○川上委員

指定管理で最初NPOがやったのは、九州工業大学の学識の方とか、それから地域の環境運動をやっている方々とか、そうした人たちが環境をよくしようということで設立された団体ですよ、これは。その団体がやりましょうということでやっていくんだけど、そういうことが目的の団体です。トキワというのは、利潤追求が第一の仕事の会社でしょう。そこが内閣府で裁定を受けた事業を含むこのエコ工房をやろうとしているわけですね。やってきたわけですよ。ここには本質的に極めて公共性の高い事業を、利潤を追求する会社、しなければならない会社が受けているという矛盾があるのではないかと。しかも、莫大な利益を、5年かけても莫大な利益を追及できるような規模ではないわけですけど。そういうふうに地場の企業を育成する

とかいうこともあるかもしれないけど、やっぱり市としては、そういう環境団体が担いとることができるところまでいってないのであれば、本来はそういうNPOを運動化するような努力とあいまる形で、ここに臨んでもよかったのかなと思うんだけど、そういう努力はしたことがあるんですかね。

○環境整備課長

今回も議案を上げさせていただいておりますが、指定管理者導入の推進の目的は、この公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることが目的とされておりまして、この中でもいろいろな協議をさせていただいているところです。今回のトキワビル商会につきましても、例年の利用者等につきましても、利用者の増も見込んでおることから、一つの住民サービスにつながったのではないかというふうな判断を、今現在しているところでございます。

○川上委員

そこにおられる一人一人働いてある方たちが一生懸命っていう問題ということと、一旦そういう株式会社とかに渡してしまうと、環境を大事にするという市民の高揚というか、それが一つの形となってあらわれるNPOとかが、そういう市民が参加して環境を考えていこう、つくっていこうという大きい流れに対し、何かこう逆流とまでは言わないけれど、反動みたいな形になっている形に、今なっているのではないかという心配をしているわけです。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第129号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議でも述べますけれども、エコ工房における事業の公共性を考慮すれば、いつまでも民間の利益追求型の事業者任せにしようという考え方ではよくないのではないかというふうに思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第129号指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から「新型コロナウイルス感染症対策と保険証交付について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

新型コロナウイルス感染が人類を襲い、我が国では第3波という局面を迎えました。医療と暮らし、事業を守る緊急の取り組みが求められています。1つ、医療機関への減収補填、2つ、大規模なPCR検査、3つ、資金繰り・雇用維持・事業継続への支援、4つ、年末年始の生活困窮への相談対応体制、5つ、G o T o事業から観光・飲食業への直接支援への転換などが求められています。新型コロナウイルス感染症対策として直ちに決断すべき課題が今、多くあります。

新型コロナ危機の前の時代から、非正規雇用の拡大、中小業者の経営の深刻化などにより、高過ぎる国民健康保険税を払えないために保険証を取り上げられ、あるいは窓口自己負担の心

配から受診抑制を余儀なくされて、病状が悪化し、命を失う事例までたびたび指摘されてきました。先日、12月11日午前6時1分配信のダイヤモンドオンラインで、フリーライターの早川幸子さんは、コロナ禍による経済的困窮が若い世代や女性に広がっている。生活保護基準ぎりぎりの世帯で広がる受診控えの実態、要因として、所持金がなくて窓口負担が払えない、資格証明書が発行されている、無保険、さらに無料低額診療が認められれば自己負担分が免除、減免されるなどの問題提起をされています。この中で10月30日に全日本民主医療機関連合会（民医連）が発表したコロナ禍を起因とした困窮事例調査中間まとめの一部を紹介しています。

運送業のアルバイトで生計を立てていたAさん20代男性は、新型コロナウイルスの感染拡大によって仕事が激減。勤務先から自宅待機を言い渡されたが、休業手当はもらえず実質的な失業状態となった。一緒に暮らしている父親も生活が困窮しているため頼ることはできない。それどころか、家にお金を入れられなくなったことから関係が悪化し、帰る家も失ってしまった。所持金も尽き、1週間ほど何も食べられずに公園で寝泊まりしていた。めまいやのどの痛みを感じるようになったが、お金がないため、診療機関を受診することができず、最終的に商業施設で倒れているところ発見されて、救急搬送された。

福岡県民医連は、コロナ禍を起因とした困窮事例として、食道がんの手術歴あり、2017年ころから非正規職員の保育士として勤務、月15日勤務の契約、コロナの影響で、登園する児童が減少、勤務日数が月3日から4日となり、収入が激減、夫は60歳代で糖尿病、肝硬変、白内障、うつ病、障害基礎年金月額約15万円、長男、次男は学生で2人とも無収入、夫婦の医療費の捻出が困難となった。収入、コロナ影響前は世帯で月27万円が、コロナ影響後、世帯月17万円。この事例が飯塚市ではないとは書いていないのであります。

新型コロナウイルス対策の抜本的強化が叫ばれていた8月1日、飯塚市は、国民健康保険証のかわりに、窓口で10割支払わなければ病院にかかれない保険証を取り上げる資格証明書を880世帯1036人、1カ月しか通用しない短期保険証を224世帯377人、2カ月しか通用しない短期保険証を804世帯1373人に送付しました。1年間通用する満期保険証を取り上げられた人は、このように合わせて1911世帯、2786人に上るわけです。厳しい雇用情勢から、全くの無保険の人々もあります。

11月30日、新型コロナウイルス感染にかかわる診療、検査、医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて、という通知が厚生労働省保険局国民健康保険課長及び同医療課長連名で出されております。資格証明書を被保険者証と見なすとし、対象を発熱等の症状のある患者としているようであり、さらに、そのように見なすのは、その月限りとしています。これでは、個人の命と健康を守る視点においても、感染防止の視点においても、有効であるとは到底考えられません。しかも、その内容を伝えるに当たり、市は保険証取り上げた個人に直接の連絡をとらず、市のホームページに12月10日に掲載しただけで、わかりやすいものとはなっていません。12月に入り、インフルエンザ流行の季節をも迎えて複合化した新型コロナ危機がいよいよ深刻な局面を迎えています。個人の命を守る視点及び感染防止の視点から、少なくとも来年の更新時期の7月31日まで通用する保険証を直ちに郵送する必要があると考えられ、この際、新型コロナ感染症対策と保険証交付についてをテーマとして、所管事務調査を行うことを求めます。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「新型コロナ感染症対策と保険証交付について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が

あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「新体育館建設工事の一時中止について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

令和2年11月25日付で行っております新体育館建設工事の一時中止について、ご報告をさせていただきます。まずその説明の前に、本日、追加で資料を配らせていただいております。これにつきましては、後ほどまた説明をさせていただきます。

それでは、A4の横長の資料1ページをお願いいたします。経過概要にお示ししておりますとおり、8月17日より地盤改良くい施工を開始いたしておりましたけれども、9月24日に強度不足のくいが出現し、9月30日に、その周辺のくいを調査すると、強度不足のくいが複数出現しておりました。その後も固化剤の配合変えるなどの対応を行い、試験くいを打ちましたが、最終的に強度が得られないとの報告を受けております。あわせて、土の成分分析を行った結果、11月4日に石炭層の中にフミン酸が含まれているとの結果が出ております。このフミン酸の概要については、次のページに整理いたしておりますけれども、酸性の物質であるため、アルカリ性であるコンクリートの固化を妨げる働きがあります。また今回、出現したフミン酸は、②のフミン酸の生成と定義で示しております、②か③の石炭系フミン酸であると考えております。

次のページをお願いいたします。このフミン酸の出土状況は、国交省、県土整備事務所に確認しましたところ、当該事例はないとのことで、非常にまれなことであると考えております。今後の対応につきましては、5に記載しておりますとおり、早期に工事を再開するためにも、一旦、工事契約書の第20条に基づく工事中止を行い、その後、設計業者等と工期、コスト、安全性などの検討を行いまして、再開していきたいと考えております。工事中止期間は11月25日から来年2月末を設定しております。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○建築課長

追加資料の説明をさせていただきます。まず、資料の1でございます。こちらが今回、新体育館建設工事におけます地盤改良くいの設置箇所になっております。全体で1168カ所ございます。そのうち、グリーンで囲っております部分が9月24日までに施工が完了した箇所でございます。637カ所になっております。その後、先ほど報告のございました9月24日に強度の確認を行ったところ、強度不良箇所が見受けられましたので、その後調査等も行った中で、赤で記しておりますのが強度が不足しております箇所が53カ所ございました。そして、青の9カ所は、フミン酸の影響を受けてない箇所となっております。全体の配置的にいきますと、主にテニスコート側に近いところになっております。

続きまして、資料の2をごらんください。資料の2は、これはボーリング調査を行った時点での地質の状況の断面の想定図でございます。今回、フミン酸が非常に見つかった場所といたしましては、こちらのA-A'の断面のA側、こちらのほうに石炭層が非常に多く見られると。そして、G-G'の断面でごらんになっていただくと、⑮通りのところが、やはり石炭層のものととの地山であろうと思われるところでございますが、ただし、先ほどの資料1で説明させていただきました箇所、この部分につきましては、盛り土部分のところにもフミン酸の影響があるというところで、何らかの盛り土の中にそういった成分のものが混入しているということが現段階では想定しております。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この工法は何という名前の工法ですか。

○建築課長

地盤改良くいになっております。

○川上委員

この工法を提案したのは誰ですか。

○建築課長

これは、当初設計をしております梓設計と私どもとが協議をした中で、この工法を選定しております。

○川上委員

梓設計と私どもというふうに言うんだが、私どもとは誰のことですか。

○建築課長

建築課でございます。

○川上委員

梓設計は誰ですか、相手は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:04

再 開 15:14

委員会を再開いたします。

○建築課長

大変申しわけございません。個人名は申し上げることはできませんが、株式会社梓設計九州支社のほうと契約の中で設計を進めております。

○川上委員

九州支社は最初からわかっているけど、どういう責任についている方と話をしたのかと。こっちは誰が出たのか、そこのところをお尋ねしておるわけですよ。

○建築課長

業務的なところでいきますと、今回構造的なところにつきましては、相手方の構造の主任技術者、担当者。また私どもとしましては、建築課長を含めまして、担当までで会議をもっております。

○川上委員

もうちょっとはっきり言ってくれませんか。梓設計の誰と誰と誰なのか。飯塚市は、誰と誰と誰というのをはっきり言ってください。それから場所と、これはいつのことなのかも含めて。

○建築課長

業務履行体制の中で、梓設計のほうとしては、監理技術者や建築設計、意匠設計の主任技術者、また構造の主任技術者及び担当等で会議をもっております。

○委員長

日付と。

○建築課長

市のほうといたしましては、建築課長、課長補佐、係長、担当で会議をもっております。

○委員長

いつかというのを。

○建築課長

すみません、場所は、飯塚市役所で会議を行ったり、穂波庁舎で会議を行ったりしております。会議の日にちとか、詳細なところはちょっと今、記憶にございませんので、大変申しわけございませんが、そこについてはちょっと回答することがちょっとできません。

○川上委員

答えないつもりですか。

○建築課長

今ちょっと、議事録等がございませんし、ちょっと内容は、どこまで整理してやったかというのがあるんですが、契約締結後、その後に複数回、私どもと梓設計のほうと協議を行っております。

○川上委員

こういう質問と答弁おかしいでしょう。私が所管事務調査しているのではないですよ。あなた方が報告したいと言って報告したんですよ。それに対する質問じゃないですか。手ぶらで来たわけ。報告し、質問があるとわかっているじゃないですか。誰か助ける人いないんですか。都市建設部長とかいるでしょう。

○都市建設部長

今、担当課長のほうから報告がありましたけれど、梓設計と契約後に、まずはどういう工法でいくかというところで数回協議があっております。ただ詳細については、今、担当課長が申しましたように、正式なそういうふうな議事録とか、そういうふうな部分についてはありませんけれど、工法の比較検討を数回やっているというところでございます。

○川上委員

それはいかんでしょう。じゃあ、もう答弁しないということやね。答弁しないのかな。それとも記録がないのか、どっちですか。

○建築課長

今、手元にその記録がちょっとございませんが、記憶ではちょっと断片的なものは、議事録、設計の協議録はあったと思っております。

○川上委員

あり得ないでしょう。部長、協議報告を毎回聞いているでしょう。どういう協議をしたのという。あなたは参加してなかったのかな。部長、報告を受けたんだったら、あなたが記録しているでしょう、報告を受けた日を。部長、答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：21

再 開 15：28

委員会を再開いたします。

○建築課長

大変申しわけございません。委託の履行业務につきましては、契約期間中の中で協議を行いながら進めておりますが、そこについての詳しい日付とか記録というのは、現時点で持ち合わせておりませんので、そこにつきましては、今回ちょっと正確なお答えが出来ませんので、申しわけございません。

○委員長

執行部も本日は正確な答弁ができないとのことですので、本日は報告事項ですので、詳細につきましては、別の機会に質問または調査として行っていただきますようお願いいたします。

○川上委員

それは所管事務調査でいいわけ。

○委員長

そうですね。

○川上委員

所管事務調査でいいのかって聞いたんです。可決するんやろうね。

○委員長

それはわかりません。

○川上委員

私が責任を持ちますくらい言わんのかね。

○委員長

別の質疑をお願いします。

○川上委員

それで、途中の資料はあるわけ。あるのかないのか言って。

○建築課長

協議に関しての議事録等は、私の記憶の中では全てそろっていたかということ、ちょっと曖昧ですが、記録としてはあったかというふうに思っております。

○川上委員

相手はばっちりつくっていると思います。ばっちりつくっているよ。きょう、いつ、どこで誰と、どんな話をしたかとか録音もしていますよ。当たり前です。それで、本市のほうは、わけがわからないと言っているわけだね。それで、その工法をそれでいいと承認したのは、飯塚市としてはいつになるんですか。

○建築課長

大変申しわけございません。その点につきましても、ちょっと今、正確な答弁が出来ませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

いや、課長に聞いてないよ。飯塚市として意思を決定したのはいつかと聞いているわけですよ。その工法でやって。基礎の工法はそれでいこうということを、飯塚市として決定したのはいつかと。課長の話とかは聞いていない。誰が答弁するのかな。

○建築課長

大変申しわけございません。実施設計等の工事に関しましては、建築課のほうに依頼を受けて、建築課のほうで責任を持って進めておりますので、私のほうでの回答とさせていただきたいと思っております。

○川上委員

誰から依頼を受けたんですか、建築課は。

○建築課長

健幸・スポーツ課のほうからの依頼になっております。

○川上委員

では、健幸・スポーツ課に聞きましょう。その工法を確定したのはいつですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 33

再 開 15 : 36

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

この設計業務につきましては、令和元年11月29日が竣工日となっておりますので、その日をもって最終的な判断、私どもとしては最終的な決定をしたということになります。

○川上委員

竣工をもって決定としたという、そういうふうに言われたんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの答弁の中で、実施設計が完了する、その実施設計の中で、先ほどの答弁がありまし

た、くいをどうするか云々の話については健幸・スポーツ課としては、その成果品をもって判断をしたというところになります。

○川上委員

健幸・スポーツ課としては、目隠し状態で、ぼっと渡されて、ああそうだったのということになったということであって、関わっていないという、依頼したままだということを今おっしゃっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

くいの工法については、申しわけありません、私ども知識が全くございませんので、実施設計の中で判断がされたというふうに考えております。

○川上委員

健幸・スポーツ課としては、基礎の工法については、何だかわかんないままで先に行ったということ、今言われているんですかね。

○健幸・スポーツ課長

わからないままということではございませんけれども、その内容について正しい判断というか、そういう知見はございませんので、そういうふうな形で進むということは聞いていますけれども、はっきりそれに対して判断をしたということではございません。

○川上委員

それでは、その工法を選んだ理由、くいを打つわけではなく、もちろんべた基礎というわけでもないでしょうから、その工法を選んだ理由があるでしょう。それを聞かしてください。

○建築課長

今のお尋ねの件につきましては、くいの工法はさまざまな工法がございます。ただ今回、設計の段階で地盤調査委託を別で出しておりますが、先ほど資料の2でお示しましたように、地盤面の支持層とか固さが不規則でもございますし、そしてまた、なおかつ浅所のところもございましたので、今回は、経済的なところも加味して、地盤改良くい工法というのが一番、経済的にもメリットがあるというところから、この工法を選定いたしております。

○川上委員

今、理由は2つ言われたんですかね。地盤が浅いところとアンバラがありますよと。それと、費用が安くつくというふうに言われたんですか、2つ。

○建築課長

今申しましたところにつきましては、委員がおっしゃるとおりでございます。非常に支持層が浅いところから分布しておったり、傾斜している箇所が見られたり、安定しておりませんので、くいも製品の規格の長さというのがございますので、それが規格に合わないとかいうところもございましたところから、今回はこの工法を選定いたしております。

○川上委員

では1番からいきましょう。浅いところ、傾斜している、深い、規格に合わない、そのところをちょっと具体的に言ってくれますか。規格に合わないというのはどういうことですか。

○建築課長

浅いところといいますのが、ボーリングを複数箇所やった中で、地盤の状況を確認しております。その中で想定した中で、非常に地盤調査の中で、支持層の深さとか固さとかいうのを検討しておりますが、その中でいきましたところ、非常に浅い、これはもうくいを打つことが、もうできないとかいう場所もございましたし、そういったところから、今回はこういうふうな現況地盤を改良する地盤改良くい工法というのが、一番適していきたくらうというところの協議を設計事務所のほうと行いまして、この工法を採用しております。

○川上委員

私も、深さが何メートルとかいうのは分かるんですよ、言われたら。規格といった場合、ど

ういう規格かとかも分かるわけですよ。あなたの答弁には、具体的な何メートルとかいうのは全然ないから、答弁したうちにならないでしょう。具体的に言ってくださいよ。くいを打つとすれば何百本打たないといけない。そのうち、このところは何メートル、何メートルで、何メートル規格に合わないとか、そういうことではないんですか。梓設計とそういう話をしているわけではないでしょう。ちょっと具体的に言ってください。具体的に聞いているんだから。これ、趣味で聞いているわけじゃないよ。47億円の巨額のお金が市民の肩にのしかかるんよ。15年、20年と。安全という点からいっても、そこで多くの市民が集うし、避難所でもあるわけですよ。大規模災害のときは、ここが避難所なんですよ。その施設の基礎を扱うのに、そして不具合が生じているのに、そういう答弁はないでしょう。ちょっともう少し、都市建設部長がきちっと答えてくれたらいいんじゃないの。わからないの、部長が。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:45

再 開 15:50

委員会を再開いたします。

○建築課長

大変申しわけございません。ボーリング調査を行った段階で、非常に浅いところ、いわゆるGLから2メートル付近でもう支持地盤があらわれているところや、もしくは深いところでも10メートル程度のところがございます。そしてまた内容につきましては、そういった地盤改良くい工法や、場所打ちコンクリートくい等を比較検討いたしました。一番、今回のそういった地盤状況に対応が可能で、費用的にも安価だということから、今回の工法の選定をいたしております。

○川上委員

結論を繰り返し繰り返し言わないでもいいです、質問しているんだから。それで、それは何か紙に書いたものがあるわけですね。それで、さっき言った規格に合わないというのは、どういう意味ですか。

○建築課長

ちょっとすみません、はっきりした長さはちょっと記憶しておりませんが、JIS等でくいの制作の保証の長さというのが、たしかあったと思います。その長さがもう、いわゆる2メートルとかいうものでは到底くいというものは、そういった基準に合致いたしませんので、そういったところにつきましては、もうくいというものは、非常に難しいということになるということから、規格に合わないということに発言をいたしました。

○川上委員

それから、費用的にも安価だと言われたんだけど、どのくらい安価なんですか。

○建築課長

費用的な部分でいきますと、いわゆる先ほど言いますように、支持層までの深さが非常に浅いとかいうところから、くいを仮に打設しても、くいを全て切ったりとか、そういったもろもろのこと、施工費のことを考えると、そのままの状態で行うほうが、地盤改良のほうが一般的にも安価であるということの中で、今回の工法を選択しております。

○川上委員

だから、どのくらい安くつくのかと聞いたんですよ。

○建築課長

具体的に、そのくいを打ったときの設計といいますか、既成ぐいとか、現場打ちくいとか、さまざまな工法のくいがございますが、それを一元に費用算出はしておりませんので、金額的にどのくらい変わったかというのは申し上げられませんが、ただ検討する中で、そういったく

いの長さの調整とか、もろもろを考えた中で、そうすると、やはりこの工法が一番安価だろうというところの中で経済的にも有利だというふうに決定したものでございます。

○川上委員

結論を押しつけないでくださいと言っているでしょう。だから、要するに今の長々した答弁は、安くつくという根拠はありませんという答弁なんですか、都市建設部長。

○建築課長

私どもがこのくいの工法を選定の中で考えた中で、今、申しましたような地盤改良、もしくは委員がおっしゃるような既成ぐいの工法、その他比較しておりましたが、その中で例えば、既成ぐいであれば、掘削した残土が大量に出るとか、もうそういったもろもろの諸条件を考えた中で、一番、これが今回建設する地盤には望ましい工法だろうというところから、この工法の選定に至っております。

○川上委員

これ、今日、夕ご飯の弁当持ってきていますもんね。だから11時59分までやってもいいけど。コロナの時代だから、長時間の会議は避けないといけないということになっているので。それで今のお話だと、総合すると要するに、こういうこと。とにかくこの工法が先にありますと。理由は後で、今、つけましたということではないんですか。最初からこの工法でいくと決まっていたのではないですか。

○建築課長

そういったことではございません。それは地盤調査等で地盤の条件とさまざまなことを検討した中での、今回の工法の選定でございます。

○川上委員

建築課長の頭の中ではそうかもしれないけれども、全体としてはもう決まっていたのではないんですか。梓設計のほうも、飯塚市の意思も。建築課長だけはそれを知らなかったということではないんですか。そうでなかったら、今のような答弁にならないでしょう。あなたは、ずっと自分の思うところを正直に言っているかもしれないけれど、聞いていると、もう二重三重にベールの向こう側から何か言っているような感じですよ。具体性が何も無い。極めつけはあなたは安くなる、安くなると言ったけれど、全然数字は言わないじゃないですか。で、副市長はどう思われるかわからないけれど、基礎は安けりゃいいという考え方ですか。先ほども言ったけれど、それを考えるときに安いほうを選んでいくの。安いほうを選ぶ、全体でやっていくときに。そういう考え方で設計するんですか、基礎を。

○建築課長

私のちょっと説明が不足しているかもしれませんが、工法を選定する折には当然費用もございます。また施工日数もございます。また、品質的なところで、傾斜した支持層に対する、そういった地盤の条件に応じた形での支持層への分布とかの状況を勘案しまして、総合的に判断をさせていただいております。

○川上委員

そうしてあなたが今、2つの理由でそれを選んだというのは、もう瓦解しているよね、根拠は。それで、地盤、地質を調査したのはどこですか。

○建築課長

地盤調査業務を受託したのは、日本地研株式会社でございます。

○川上委員

それは、どこの会社ですか。

○建築課長

所在地が、福岡市博多区諸岡5丁目25番25号の日本地研株式会社になっております。

○川上委員

会社の概要は。実績があるんですか、本市との関係で。

○建築課長

大変申しわけございません、飯塚市との、ちょっと過去どうだったかという関係性はちょっと把握しておりません。

○川上委員

筑豊炭田で仕事をしたことがあるんですかね、その会社。

○建築課長

ちょっとその点につきましても、私のほうではちょっと把握しておりません。

○川上委員

遠賀川流域の範囲ですよ。そうしたところで調査した実績があるんですかね、この会社。

○都市建設部長

大変申しわけございません、私のほうでちょっと会社のそういった実績までは把握しきっておりません。

○川上委員

誰か分かる人いないんですか、この会社。誰かわかる人いないの、実績。社長は誰。

○建築課長

今、ちょっと分かる範囲でいきますと、こちらの代表者、日本地研株式会社代表者は、代表取締役社長、坂元義盛氏、資本金5千万円、創立が昭和30年の12月15日、社員120名、営業種目及び許可登録としては、地質調査業、建設コンサルタント業、測量業等という記載になっております。

○川上委員

この会社と梓設計は、一緒に仕事したことがあるんですか、過去。

○建築課長

その点につきましても、把握しておりません。申しわけございません。

○川上委員

あなたは、いつか分からないと言っていた協議、そのときに、この会社もいたんでしょう。いなかったですか。

○建築課長

当然、この地盤調査のそういった情報というのは、梓設計、また当然、私どもを介して提供しながら、今回の設計を進めております。

○川上委員

いや、先ほどあなたが資料がないのでいつのことかわかりませんと言っていた協議、梓設計側との。そのときに、この会社はいたのではないんですかと聞いたんですよ。

○建築課長

当然、履行期間中でございますので、その会社とのやりとりはやっております。

○川上委員

ちょっと正確に答えてほしい。梓側と飯塚市側があって、穂波支所とこちらとで何度か話し合いをしたときに、この会社は入っていたのではないですか、そのときに。

○建築課長

同席で打合せということではないのですが、まずは地盤調査のほうが、そういった情報データを我々が受けまして、梓設計のほうに、そういった内容のほうを調査を、結果に関して設計を進める上で必要ですので、情報の提供はしております。

○川上委員

複数回会っているようだけど、梓設計側と。複数回の中に、一度もその会社は出席していないんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:06

再 開 16:09

委員会を再開いたします。

○建築課長

申しわけございません。梓設計と日本地研と我々3者と一緒に協議というのは、今のところ、ちょっと記録の中ではございません。

○川上委員

あんまり国会みたいな答弁しないほうがいい。記憶の中ではございませんというのはどういうことですか。その会社が――。

○建築課長

大変申しわけありません、言葉がちょっと足らず申しわけございません。記録の中にはございませんということです。

○川上委員

記録の中にはないという答弁は、どういうことですか。私は、梓設計側とあなた方が会って、複数回、何回なの。それを会ったときに、この会社が一緒ではなかったんですかと。何かわからない答弁するので、では違うんですねと聞いたんですよ。入ってなかったんですねと聞いたわけですよ。

○建築課長

委員おっしゃるように、入ってはおりません。

○川上委員

間違いないですか。

○建築課長

あくまでも日本地研と私どもの契約の中で、日本地研から出された資料を梓設計のほうとの協議に使用したということでございます。

○川上委員

いや、間違いないですかと言ったんよ。梓設計側とあなた側の話し合いに、その会社は入ってないんですね。もうこれ10回ぐらい聞いているよね。

○建築課長

はい。入っておりません。

○川上委員

無責任やね。今でもなお、あなたが言った、あなた方が言っている地盤のとおりなのかどうかもわからないです。そのときに、この会社はボーリングを何カ所ぐらいしたんですか。

○建築課長

一部、サウンディング試験等も含めまして、15カ所調査を行っております。

○川上委員

ボーリングするポイントについては、誰と相談して、そのポイントを決めたんですか。

○建築課長

私ども飯塚市のほうが、梓設計のほうからおよその建物の配置計画を伺いまして、そこの必要であろうと思われる箇所をボーリングとして発注して調査を行っております。

○川上委員

あなた方は最初、何カ所しようと思ったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:14

再開 16:25

委員会を再開いたします。

○建築課長

申しわけございません。当初、9カ所のボーリングを予定しておりましたが、最終的に追加で、ボーリングを13カ所にしております。またあわせて、サウンディング試験ということで2カ所、合計の15カ所、地盤に関して調査を行っております。

○川上委員

最初の9本の打つポイントの選定は、どういう視点でしましたか。

○建築課長

設計事務所の梓設計のほうと協議を行いまして、当初、9カ所の位置を決定しております。

○川上委員

梓設計が関わったというのはいいんですけど、その9本、ここに打ちますよという考え方、躯体の状況からここですよということもあるでしょうし、想定される地盤の関係からも、ここということもあるかもしれない。だから梓設計と協議したというけれど、あなた方が梓設計にものを言ったんですか、梓設計側がものを言ってきたんですか。

○建築課長

調査を行うに当たりまして、梓設計のほうと今回のこの建物の配置計画上、どういったところをポイントでということから、今回の調査位置を決定しております。

○川上委員

だから、こういったところというふうに考えたところを聞きたいわけですよ。

○建築課長

私どもと梓設計、両方で協議を行いまして、このポイントを調査することが望ましいというところで決定しております。

○川上委員

フミン酸がどこにあるかわからないんだから、それを避けて打つわけにいかないでしょう。だから、建築するんだから建築屋の専門家として、ここに大丈夫かという角度で打つでしょう。それはどういう考え方で打ったんですかと聞いているんですよ、さっきから、大丈夫。

○建築課長

あくまでも建物の配置をベースで考えておりまして、その中でポイントとなる箇所を協議し、そこで決定しております。

○川上委員

躯体に関わることでですよということを言っているわけね。だから、あと4本追加はどういう発想で追加したんですか。

○建築課長

ボーリング調査におきまして、炭層が出たり、もしくは敷地内で支持層が、先ほど言いましたように傾斜しているというところから、追加の調査を行っております。

○川上委員

9本ボーリング打った結果、ここは難しいよというところが出たわけですね。だから、しっかりしたところを探して、あと4本を打ち直したということなんですね。9本のうち、幾つぐらいが不相当と考えたんですか。

○建築課長

地盤が不相当ということではなくて、地盤の状況が不明確なので、もう少しグリッド的に、もう少しちょっと調査をして、地盤の状況を確認したいというところから、追加調査を行っております。

○川上委員

念を入れたということなんですけれど、それ9本やって、4本やって、何かわかったことがあるんじゃないんですか、そのときに。

○建築課長

地盤の状況といいますか、この部分に盛土があるとか、あとは、ここが支持層がこのあたりに支持層として活用できそうとかいったところが、追加の調査で明らかになっております。

○川上委員

明らかになったのに、あと2本追加したんですね。それは何のための2本ですか。

○建築課長

敷地内の支持層のラインを最終的に確認するために、スウェーデン式のサウンディング試験を2カ所ほど行っております。

○川上委員

それで15カ所、9足す4足す2で地質地盤調査としては完璧という判断をしたんですかね、そのときに。

○建築課長

そのとおりでございます。

○川上委員

現実に、そこに地盤改良くいでもいこうとしたら、不都合だったということなんですか。そういうことですか。

○建築課長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

そのとおりに信じる人は、あんまりおらんと思いますけど。それで、フミン酸というのは、15本、そのボーリングしていく中でちょっと軟弱だなと思うところはあったんじゃないんですか、既に。それがフミン酸かどうかは別としても。コアを見て、見ましたか、コア。

○建築課長

フミン酸、いわゆる腐食土層と言われる層自体が、今回の地盤調査の中では発見できませんでしたので、地盤調査の中では、そういったものの確認、認識といいますか、できませんでした。

○川上委員

最初9本、その次、プラス4本。よくわからないけどプラス2本、15分全部見ているんですか。

○建築課長

確認しております。

○川上委員

飯塚市としては、誰が見たんですか、それを。

○建築課長

調査報告書としても上がっておりますし、それにつきましては、私ども、建築課長以下担当まで含めて、確認をしております。

○川上委員

調査報告書を確認したんですが、現物を確認していないんですか。今のお話だと。

○建築課長

コアを抜いておりますので、先ほどサウンディングの2カ所以外につきましては、コアがございますので、現地のコア抜きをしておりますので、それを確認をしております。

○川上委員

それ現物見て、軟弱でこれはどうにか心配というのはなかったんですね、そのとき。

○建築課長

そこにつきまして、ここにフミン酸が入っているとかいうのは、ちょっと私どもでも、地盤調査会社にしても、そこはわかりません。ちょっと委員がおっしゃっている軟弱というところあれなんです、先ほど私が申し上げましたいわゆる腐食土層、いわゆるこの肥料みたいなふわふわとした軟らかい土のようなものは、ボーリングデータ、コアのほうからはそういったものはございませんでした。

○川上委員

なぜ私が信じる人がいないのではないかというふうに言ったかといいますと、力がかかるところが安定した地盤ないし岩盤があるかということボーリング打つからですよ。だからその付近に打っているはずなんよ、ボーリング。それで大丈夫ということになっているはずなんよ。ところが、いよいよになってみたら、軟弱があって、何だこれって調べてみたら、何かフミン酸とかいうことらしいですよという話でしょう。

○建築課長

繰り返しになりますが、地盤調査につきましては、地盤の固さや深さ、地層を調査することを目的としておりますので、現在、フミン酸が含有してセメントの硬化を阻害しているというものの検証というのは、ボーリング調査の段階では行っておりませんので、そこにつきましては確認はできておりません。

○川上委員

感想はどうですか。ずっとこう積み上げてきて、もう挫折したわけでしょう。そして、議会で聞かれても記録がまともにないと。総事業費は47億円。そこに、さっきから言っているけど、市民は入る、大規模災害のときも行く、こういう仕事の仕方、あるいはさせ方、どう思われますか。部長に聞いているんだけど。

○建築課長

大変申しわけございません。冒頭に健幸・スポーツ課長が経過説明をさせていただいた中にも記載しておりますように、まず現場のほうに入った時点で、一度現場の土を施工者のほうで採取いたしまして、それをまず固まるかどうかという試験を行っております。その結果、問題なく配合量もした結果、固まるというところから、工事の着手をしております。ただ、結果として9月24日に、一部硬化不良箇所が見られたというところから、今回のちょっと事象が発生しております。

○川上委員

だから、この間のことについて、どうするかというのを部長に聞いたんですよ。仕事の仕方として。総事業費47億円の仕事の仕方として、その基礎を準備する者として。あんまり質問は聞いてないね。

○都市建設部長

当初から、設計の流れ、協議については、通常の業務どおり行っております。ただし協議簿関係については、今手元にありませんので、そこら辺について、今後、対応する必要があると思いますけれど、設計調査等の流れについては、協議については通常どおりの対応でやっております。

○川上委員

そういうことで市民が納得できると思いますか。こうなったんだから仕方がないという感じですよ。細かいことを少し聞いたらわかりませんと言う。47億円抱えて、そんな仕事ぶりでもいいのかということ聞かれているわけですよ。それで、中止を通告する決断というのは、どういう決断したのか、どういう判断で中止を決めたのか、ちょっとそれをお尋ねします。

○建築課長

今回、硬化不良のものが出来て、さまざまな検討は行ってまいりましたが、これを打開するには、もう少し調査と時間が必要というところから、工事の一旦中断という形の選択肢をとらせていただきました。

○川上委員

工事を中断する理由を3つぐらい言ってくださいよ。工事中断というのは、かなりな決断でしょう。梓設計は納得せないかんでしょう。ゼネコンも納得していかないかんわけでしょう。梓設計とどうい話をしましたか。

○建築課長

まず1点としまして、現段階、先ほども資料でお見せしております盛土の部分にも、フミン酸が含有しているというところから、フミン酸の状況もわからない。またそれに一度試しましたが、フミン酸に対応した固化剤も効果がちょっと出なかったというところから、一旦これはちょっと、もう少し調査を踏まえた中で、できるだけ早急に対応していきたいというところから、一時的な工事の中断を選択させていただきました。

○川上委員

飯塚市が梓設計に連絡したというふうに言われたんですね。ゼネコンとはどうい話をしましたか。

○建築課長

ゼネコンのほうにも同様の話で、一時工事を中断させていただきたいというところの話をしております。

○川上委員

外崎さん、それは答弁ではないです。私が言ったことを言っただけです。ゼネコンにどうい話をしたのかというのを、もう少し具体的に言ったらよかったね。誰がゼネコンに連絡したんですか。ゼネコンのどこに、誰に連絡したんですか。そしてどういことを言ったんですか。会って言ったんですか、電話ですか、メールですか。

○建築課長

11月25日に現場事務所のほうに、私が行きまして、そこに現場の関係者、現場所長、また安藤・間JVの関係者の方に来ていただきまして、また専門工事の業者の方にも来ていただきまして、工事の中止命令をお話し、書類のほうもお渡ししております。

○川上委員

副市長、相当重大なことが起こったんだけど、こういうときに、ここには市長がいないので、副市長が矢面に立たなければ、職員の中で犠牲者が出たらどうするんですか。こんな重大な話を、現場側に行って紙を渡しました、それで済むわけがないじゃないですか。だから、市の責任者が、最高責任者クラスが、向こう側の責任者クラスと話をしてから話でしょう。そういう話をしていないんですか。

○都市建設部長

今、担当課長のほうから話がありましたけれど、私とそれと協働環境部長の2名も現場のほうに出向き、今の状況等を聞き、また説明する中で最終的には判断をしております。

○川上委員

そんな話じゃないでしょう。こういうのに――。

○副市長

先ほどいろいろ答弁して、なかなかかみ合わないで申しわけありません。まず中止の件に関しては、11月13日くらいだったか、業者選考委員会でこういう報告がありましたので、業者選考委員会の中で、いろいろ協議した結果、11月26日から2月いっぱいまで工事を中断しようということで決定させていただいています。それから先ほどからの職員の件でいろいろ言っておりますけど、一生懸命仕事しているのはもう間違いありません。ただ、それぞれやっ

ぱり立場の違いがあつて、例えば課長でできること、部長ができること、私たち特別職でできることというのがありますので、これは我々も、ちょっと市長も私もちょっと事務的なほうなもので、なかなか工事のことがわからない点もありますけれど、今後設計の段階から詳しく聞いていながら、我々で指導できるところは指導していきながら、今回のようなことが起こらないように、まして今回のことも、今から工期について、それから工法について、それから金額についても、いろいろ出てくると思います。それについても十分検討した結果を、我々も逐次報告を受けながら査収していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

さっきから言っているのは、これほどのことが起きたときに、市長、副市長、市の最高指導部が向こうと話をしているでしょうと言っているわけですよ。していないの。

○副市長

今回、まだ25日からということで、まだ行っておりません。当然、中断したら、ゼネコンもありますし、ほかの工事もあります、電気からなんから。これはやっぱり当然、迷惑かけましたということで行かないといけないもので、当然それについては、建設部長とか市民協働部長と相談しながら、日程調整して、やっぱり行きたいと考えております。

○川上委員

広島のエズミ、ゆめタウンのときも申し出があつたら、副市長は飛んできましたよね、広島までね。それから魚市場の時も飛んでいったでしょう。これはなかなか事態を打開できなかったけれど。今度の問題は、こちらが中止を申し上げたように言うけど、業者の側から相談は何とあつたんですか。業者の側から、これは続けられます、続けられませんかと言われたのではないんですか。協議の過程で。飯塚市が決めて言ったんですか、向こうと話し合つて、向こうがだめですと言つたのではないんですか。

○建築課長

協議の過程の中で、このままの状態では不必要な経費等もかかりますので、そこについては、早く、我々市もちょっと決断をして、請負業者の方々にも、極力ご迷惑をかけないようなところで、協議をいたしました。

○川上委員

今の段階で、どこに瑕疵責任を求めていくかというのを決めつけたようなことは言いがたいけれども、請け負つたんでしょう。そして、発注者と協議もしながらではあるけれども工法も決めたわけでしょう。請け負つた側が。それで事態にぶつかりました。そしたら、自分のほうから工期延長してくださいとか言えないでしょう。飯塚市の側から工事中止と言つてもらつたら、発注者が言うんだから事故にはならないじゃないですか。だからあなた方に対して、請負業者のほうから、そういう通知か何か出してくださいという相談あつてしかるべきと思うけれど、そういう協議ではなかつたんですか、実際は。

○都市建設部長

今回の地質調査の結果に基づいて、国の工法とかそういうふうな部分を協議しながら決定しております。今回、フミン酸という予想外の物質が出てきたことにより、このようなことよつて協議を行つて、今後の対応を考えなくては行けないということで、市と業者と設計会社、それぞれで協議をして決定したことです。一概に設計業者だけが何というか、梓設計だけに責任があるとか、そういうふうな部分ではないというふうに考えております。

○川上委員

しかし工事中止の市の意思決定に、請負業者が関与したということをお認めになりましたね。そういうことでしょうか。違うんですか。

○都市建設部長

あくまでも、うちのほうが一時中止の判断をしたもので、相手のほうから中止してくれとか、

そういうふうなことはあっておりません。うちの中で、今後どういうふうに対応すればいいかということでの判断をしております。

○川上委員

そのときに、相手側と協議をしたというふうにさっきおっしゃったでしょう。だから、相手側の請負業者の関与があって、市は中止を意思決定したと。確認してよいかというふうに言ったんですよ。それを否定する答弁はなかったと思うけど。大事なところなので確認しておきましようか。

○都市建設部長

現状にフミン酸が出たということで、その結果を市の内部で判断して業者のほうに中止の通知を出しております。

○川上委員

答弁を変えるわけですね。協議をして中止を決めたという答弁は。

○都市建設部長

あくまでも協議というのは、現場の状況を調べて、今後どのように進めていったらいいかというふうな協議をしております。ただ、この中止については、あくまでも市の判断で中止を決定しております。

○川上委員

その間の業者とのやりとりの記録がありますか。

○建築課長

今ちょっと手元には準備できておりませんが、議事録のほうはございます。

○川上委員

それで、今後の見通しはどうか。私は新聞でしか知らされていないけど。今後の見通しはどうか。

○建築課長

今後の見通しといたしましては、まず調査等を改めて、設計を行いまして、できる限り早く、工事の再開ができるように努めてまいりたいと思っております。

○川上委員

具体的に3か月ぐらい工事再開したいんでしょう。3か月間何をやるんですか。

○建築課長

まず、くいの健全度や、もしくはさまざまな工法につきましても検討を行いまして、できるだけ早く施工を開始できるような設計を行ってまいりたいと思っております。

○川上委員

いや、3か月と言っていたでしょう。あと3か月間ですること、決まっていないんですか、まだ。

○建築課長

現在施工が完了しておりますくいの健全性を確認したり、もしくはフミン酸に対する調査を行ったり、さまざまな工法の検討も、あわせてその中で進めてまいりたいというふうにしております。

○川上委員

いやいや、それはやろうとしていることのごく一部だと思いますけれど。3か月の工程表みたいものが無いの。12月にこういうことします、1月はこういうことします、2月中はこういうことしますという。まだ決まらないんですかね。1月の中旬ぐらいまでに健全性の確認をするとか、同時並行でフミン酸対抗の改良剤がないか調べるとか、そういう工程表はないんですか。

○建築課長

現在まだ調査に関しての契約等もまだ済んでおりませんが、方向性につきましては、今、協議を行っております。

○川上委員

あなた方は、中止期間は何と言って通知しているんですか。

○建築課長

中止の理由といたしましては、建築本体の基礎工事において、施工後の地盤改良くいの強度を確認したところ、硬化不良を起こしているくいが検出されました。硬化不良の原因は、途中に含有されているフミン酸が影響していることが判明しておりますが、その分布状態が不明であり、硬化不良を起こしているくいの特定ができず、詳細な調査を行い対応方法の検討に時間を要しております。したがって対応方法が検討するまでの間、一旦工事の中止をせざるを得ないと判断いたしました。工事の中止とも伴い、それぞれの工事の中止を行うものということで記載しております。

○川上委員

期限はそれには書いてないですね、今のままやったら。

○建築課長

期限につきましては、報告書のものでありますが、中止期間としましては、現在、令和2年11月25日から令和3年2月28日までという期間にしております。

○川上委員

報告書にはそうなっているのに相手には通知がないんでしょう、通知していないんでしょう、今の答弁だと。

○建築課長

いえ、文書として相手方に通知しております。

○川上委員

その期間についても協議をしたんですか。

○建築課長

期間につきましては、市のほうで決定しております。

○川上委員

そしたら、業者のほうは、飯塚市からいきなり2月28日まで工事は中止という指示を受けて、びっくりしたという感じですか。

○建築課長

中止命令を出す以前から、現場のほうで実際のところ、ストップしているような状況もございましたので、施工者のほうとしては、それもやむを得ないというふうなご理解をいただいております。

○川上委員

いや、私が聞いたのは、聞き方が悪かったかもしれないけれど、この紙を見て初めて2月28日というのを知ったのかと聞いたわけですよ。事前にいろいろ協議したというじゃないですか。だから、紙を見たときには打合せしとったとおり2月28日までやなということなのかね。そういうことなのかということ聞いたわけですよ。

○建築課長

事前にその2月28日までというふうな話はしておりません。あくまでも、相手方のほうには、通知書を受けて2月28日までという期間を把握したというところでございます。

○川上委員

かなり慎重に協議とか打合せとかしているのに、期限については、いきなりぱっきり渡したわけね。ゼネコンのほうから何か言うてきたでしょう、市長か、副市長に。いきなりぱっきり2月28日までやめておけというふうに言われたら困りますと。うちにも段取りがありますと。

損害も発生しなすと言うでしよ。言ってきたでしよ。飯塚市長あるいは副市長に。私が支店長だったら電話くらいかけますよ。言ってきたいないんですか。

○副市長

誰もお会いしておりません。

○川上委員

それはおかしいと思いませんか。今後のことについて、市長、副市長と支店長クラスで何か協議をしていないんですか。

○副市長

いたしておりません。内部の協議はしましたけれど、相手さんとはいたしておりません。

○川上委員

今後、これによって生じるかもしれない損害については、どういふふうになっていくんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:06

再 開 17:14

委員会を再開いたします。

○副市長

先ほどの答弁の中で、11月13日の業者選考委員会で、中止の決定を11月25日から令和3年2月28日までと答弁させていただきましたけれど、業者選考委員会の日にちが11月11日の誤りでしたので訂正させていただきます。

それと先ほどの質問ですが、経費についてですが、これから工期、工法等について協議していきます。その中で、当然経費についても検討の中には入っていくと考えておりますので、経費についても、その工法を選ぶ中で決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○川上委員

今、副市長がおっしゃった経費というのは、工事のやり直しあるいは追加の分ではなくて、私の言葉で言えば損害賠償の意味なんですかね。

○副市長

それも含めて全体の、もう当然、工事の分についても、建築工事とはまたほかの附帯工事でもた若干違ふかもしれませんで、そここのところも含めて協議したいと思っております。ちょうど聞きました要望も出ております。3か月間中止するもので、小さな中小業者あたりは、仕事は出でできないだろうとかいふ要望も聞いておりますので、それも含めて検討しなくてはいけないもので、その中で設計の分、それから工事の分、2つ経費ありますけど、こっちだけしてこっちだけしないということではなくて、全体をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○川上委員

責任関係はまだ不明瞭なんでしょう。なのに損害賠償をその経費等の中に入れるというのは、いささか早過ぎるような気がするけど、どうですか。

○副市長

それはすみませんで、間違えました。それはまだ入りませんで、はっきりしてからの問題です。

○川上委員

訂正されたと。はっきりしているのは、向こうは請求してくるということでしょう。向こうは請求してきませんでか。

○建築課長

その点につきましては、まだ協議になろうかと思えます。ただ現場の状態を現状のまま、今仮囲いとか、中の施設等いつ工事がスタートできるように、保全をしてもらっています。その最低限必要な保全に関しての分とかいうのは、そこについては当然、経費的には考慮することにはなろうかとは思っております。

○川上委員

いや私が言ったのは、副市長は訂正されたけれど、向こうは損害賠償を請求してくるでしょうということを聞いたわけですよ。あれとは違いますよ、経費とは違いますよ。

○都市建設部長

今、話している中ではそのような話は全然出てきておりません。

○川上委員

それは言って断られたら困るから、話がついてから要求するでしょう。今出てないからといって、今後出ないとは限らない。だから副市長が訂正されたけれど、経費の中に入っていくということだって考えられるでしょう。それで、こういうときには判例とかもあるかもしれないけれど、まずは契約書ではどうなっているんですか。契約書で、こういったときの取り扱いについてのこと。

○建築課長

当初の説明資料の3枚目のほうに、契約書の抜粋ということで、工事の中止、第20条というところで記載をしております。その中で、今、おっしゃっているのは、3番の「発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」という記載になろうかと思っております。

○川上委員

「ねばならない」となっているんですね。飯塚市側に義務が規定されているんですね、契約書で。どうですか。

○建築課長

契約書の中では、そういった形で受注者に損害を及ぼしたときは、ということでの記載になっております。

○川上委員

それについて、都市建設部長の先ほどの答弁では、今の段階ではまだ幾らです、幾らですか、そういう話は全くないということのようですけど、契約書はそうなっているわけです。しかも、この中止命令については、中止される側が事前に話を、協議を求められて協議しているわけでしょう。ですから、そのときには、今読み上げられた契約書のその項についても、認識はあるはずですが、お互いに。明らかに。それで、それを除いて、全体として工事費の増高について、どのくらいになるかということで一般質問で聞いたら、よくわかりませんということでした。あれから1週間たったので、どれくらい工事費が増高するか見通しが立ったのではないかと思うので、ちょっとお尋ねします。

○市民協働部長

川上委員のほうから質問されておりましたけれども、現時点ではあのときの状況と変わっておりません。

○川上委員

時期も、2月のその時期で、すぐ工事ができるとも限らないんでしょう。すぐできるんですかね、どうなんですかね。中止期間の延長とかいうこともあるわけですか。

○市民協働部長

現時点では、今、工事中止をあくまでも2月末ということにしておりますけれども、もちろんそれから今後、調査をやっていきますので、早く再開できれば、2月末よりも早くなりますし、その調査の結果によっては、延長ということも当然考えられます。とにかく今から調査をやって判断していくということになります。

○川上委員

そしたら可能性の問題としては、さらに3カ月とかそういう延長の可能性も可能性としてはあるわけですね。

○市民協働部長

可能性というか、とにかく今、一番早くしないといけないのは、早く今回の件の原因を究明して、そのためには早く調査委託をかけて、早く工事を再開するということが一番今重要なことだというふうに考えております。

○川上委員

今私が言っているのは、それほど重大なことに足を踏み出さざるを得ない状況が起こっているということを言っているわけですよ。だから、もし仮に、向こうが損害賠償を請求してくる、こっちからやるということはないでしょうから。言ってきたときは、「ねばならない」でしょうから。これが、さらに中止期間の延長ということになってくると、その損害賠償請求しようという意欲も強まるだろうし、その場合は額も大きくなりますよね。待機していればね。その額と、この際、この計画全体を断念するということの比較というのも、もう検討し始めていいのではないかと。新体育館工事を中止する、本体中止と思うんですよ。それは思うんだけど、とりあえず、この災害が起きる時代に、そして新型コロナで避難するときには、密を避けなければならぬと。このあいだ避難所が足りなかったんですから。これが、一定の期間続くと思われま。そういった点で言えば、むだ遣いチェックの共産党が言うんだけど、住民の命を守るためには、現体育館の耐震補強を1億円ぐらいでできるという答弁もありました。耐震診断も済んでいるでしょう。だから、当分使わなければならない、この避難場については、現体育館、やむを得ないのではないですかね、耐震補強工事は。検討してもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まず、ちょっと質問します。資料、図面を出していただいたんですが、ちょっとわかりづらいので、ちょっと図面を教えてくださいたいんですけど。追加の図面の2ページでA-A'断面、そして下のほうがG-G'断面とありますよね。これは、上の1枚目の部分でいうと、どこからどこにどう切っているんですか。わからないんですよ。

○建築課長

申しわけございません、こちらの、A-A'断面、今、お配りしております資料の2の右側のほうに全体の配置になっております。こちらのA-A'断面というのが、いわゆるテニスコート側になっております。このA-A'断面を、すみません、そちらの方向に顔を振り向けたのが、A-A'断面という断面図の表現になっておりまして、こちらに通るとしては、O通というのが、左上のA-A'断面の上のほうに赤字でOというのがあろうかと思っております。そして右側のほうにA'の付近にaというのがあろうかと思っております。これが今、通り上でいきます、右側のほうでいきますaの部分の指しております。見方としましては、そういうふうな見方になっております。

○江口委員

わかりました。上の図面で見ながら、AとA'ってすぐそばだよとか思いながら、全然わ

からなかったんです。今回、残念ながらフミン酸が出て、工事を中止せざるを得なくなったというのは仕方がないことだと思うんですが、きょう、やっぱり今ずっと川上委員の質疑があったんだけど、圧倒的にやっぱり資料が足りないと思っているんです。申しわけないんだけど、この部分、もっと例えば、最初の地盤調査は、地盤調査の結果をきちんと出して、時系列の調査資料とかを出してあると分かるものが、これだけではやっぱりわからないんですよ、正直な話が。例えば僕らが、じゃあ、ちょっとこれどうしたらいいのかなあとと思って、例えば建築に詳しい方に聞こうと思っても、これだけでは絶対に聞けないんですよ。やはり、きちんとした資料を、もうこの時代、こうやってサイドブック스에あげていただければ共有できますので、当然のことながら、開示できない資料はあると思うんだけど、そうでないものは、どんどんあげた上でやっていただかないと、本当にむだな時間というか、やってしまいます。多分、皆様方も、これだけの資料で出されて、わからないですよ、当然のことながら。ぜひその点については、しっかりやっていただきたいと思います。とりあえず、それだけです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「ごみ処理施設の集約化に関する方針について」報告を求めます。

○環境対策課長

「ごみ処理施設の集約化に関する方針について」報告いたします。別紙資料をお願いいたします。ふくおか県央環境広域施設組合では、スケールメリットを生かした効率的で効果的かつ安定的なごみ処理を推進していくため、今後のごみ処理施設の集約化に向けた方針を、次のとおり取りまとめましたので報告するものです。

方針の1点目は、ごみ燃料化センターの廃止でございます。ごみ燃料化センターは、現在、本市の庄内地区、潁田地区、嘉麻市稲築地区の可燃ごみを固形燃料にするRDF生成の処理を行っており、生成したRDFは大牟田リサイクル発電株式会社へ搬入する処理を委託しておりますが、同社は、令和5年3月末をもって事業を終了することが決定しておりますので、RDF搬入の契約期間が終了する令和5年3月末をもってごみ燃料化センターを廃止するものでございます。

方針の2点目は、既存する可燃ごみ処理施設の再編として、既存している管内の可燃ごみ処理施設4施設のうち、令和5年3月末のごみ燃料化センターの廃止に加え、経年劣化による躯体等の老朽化が進んでいる嘉麻クリーンセンターを休止し、令和5年4月から飯塚市クリーンセンターと桂苑の2施設の稼働へ再編するものです。資料中段に、「1. 現状の可燃ごみ処理施設4施設の概要」と「2. 可燃ごみ処理施設の再編方針」を掲載しております。「2. 可燃ごみ処理施設の再編方針」にあります図をごらんください。現在管内のごみ処理施設は、飯塚市クリーンセンター、桂苑、嘉麻クリーンセンター、ごみ燃料化センターの4施設で処理しておりますが、過去5年間の実績平均値で算出した1日当たりの平均稼働率は56.90%であり、右側の飯塚市クリーンセンターと桂苑の2施設の稼働へ再編した場合でも、稼働率の見込は77.9%であります。これは、災害等緊急なごみが生じたとしても、その処理の対応は可能であることから、飯塚市、嘉麻市、桂川町管内のごみ処理を、今後も管内住民の暮らしに影響を及ぼすことなく、より効率的で効果的に、かつ安定的に行っていくことができるよう、令和5年3月末のごみ燃料化センターの廃止とともに、嘉麻クリーンセンターを休止し、令和5年4月から2施設の稼働に見直す再編方針を取りまとめたものでございます。

方針の3点目は、新清掃工場の建設です。資料下段の「3. 次期清掃工場の建設方針について」をごらんください。現在、管内で稼働している可燃ごみ処理施設4施設のうち、令和5年4月以降も継続利用する方針とした飯塚市クリーンセンターと桂苑も、それぞれ開設後22年

以上が経過しており老朽化が進んでいます。このため、両施設ともに延命化に向けた大規模改修工事を実施するか、施設を更新するかの検討と、その方針決定を早期に行う必要が生じていたことから、それぞれの対策にかかる費用対効果額を勘案し、スケールメリットを生かした効率的、効果的、かつ長期間の安定的な今後のごみ処理の実現に向けて、令和12年度以降の開設を目指す新たな清掃工場を建設する方針を決定し、今後、建設用地の選定を進めていくように計画されております。

本市としましても、ふくおか県央環境広域施設組合と連携して、このごみ処理施設の集約化に関する方針の各取り組みへ積極的に参加し、今後の効率的で効果的なごみ処理の実現を推進してまいります。以上、簡単ではありますが、「ごみ処理施設の集約化に関する方針について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この計画は、あわせてごみ減量計画を用意したのではないかと思うんだけど、それについて何か説明がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:36

再 開 17:37

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

現在、ふくおか県央環境広域施設組合で、一般廃棄物の基本計画を策定しているところでございます。その中で、本市の減量計画も取り組むようにしております。

○川上委員

飯塚市クリーンセンターと桂苑で引き受けましょうということなんですけれど、今、出ているごみをそのままの姿で受け入れましょうという計算になっているんだけど、減量して、減量を進めて、受け入れるということなのではないかと思うんですよ、あなたの方の計画は。さらに、3つのRでごみの減量を図って、それで新しい清掃工場ということなのではないんですか。あなたの方の考え方は。しかも、清掃工場は大規模なものを一つと読めるようになっているけれど、2つを一斉に止めてというわけにいかないでしょうから。だからそのごみ減量を、大幅に大きく推進していくというのと一体に、これは考えられているはずなんですけれど、その説明がなかったので、聞きたかったわけです。何か指標的なものはないんですか。いつまでに何割とか。

○環境対策課長

その計画を現在策定中で、令和3年度中に策定する予定になっております。

○川上委員

やっぱり何というか、ごみを減らす、社会の状況全般もあるわけですから、そして一番効果的な、効率的なもの、溶かすのか燃やすのかわかりませんが、になっていく必要があると思うけれど。現状では、ちょっとそここのところは見えにくいので、市民の意見を19万人かな、市民の意見、住民の意見を聞いた形で具現化していくというふうにすべきだったと思いますけれど、今回のこれは、住民の意見もあまり聞かないで決めているようなので、今後、意見を述べる機会があると思いますので、今日は質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これをもちまして協働環境委員会を閉会いたします。